

岩手県の松くい虫被害の現状と対策について

1 岩手県の松くい虫被害の現状

- (1) 令和3年度の県内民有林の松くい虫被害量は、前年度の82%の18,430 m<sup>3</sup>で、平成10年度以来2万m<sup>3</sup>を下回った。
- (2) 平成29年度に初めて被害が確認された一戸町は、小鳥谷地区の国道4号線沿いを中心に被害が継続しており、被害の終息には至っていない状況にある。
- (3) 被害先端地域の盛岡市、雫石町では、近年被害量が減少している。また、被害まん延地域の一関市、平泉町、奥州市、花巻市などでも被害量が減少している。
- (4) 令和4年9月末時点の県内の被害量は12,795 m<sup>3</sup>となり、前年同期の82%の被害となっている。
- (5) 令和4年9月末時点の被害市町村数は、前年度と同じ17市町となっている。

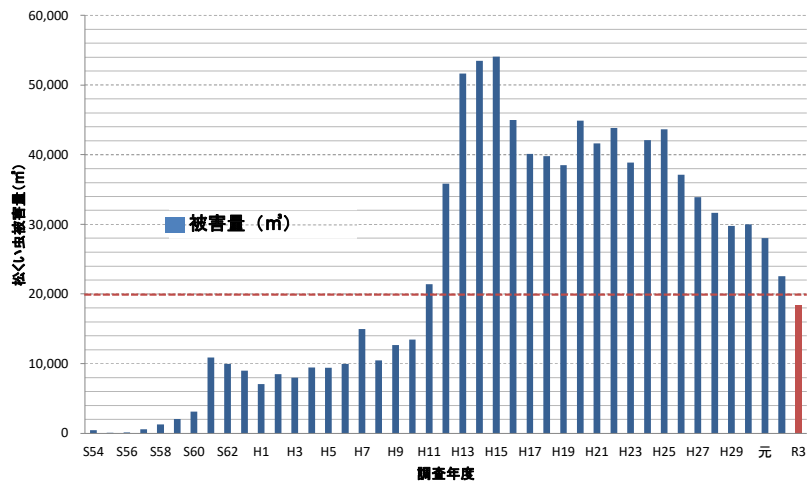
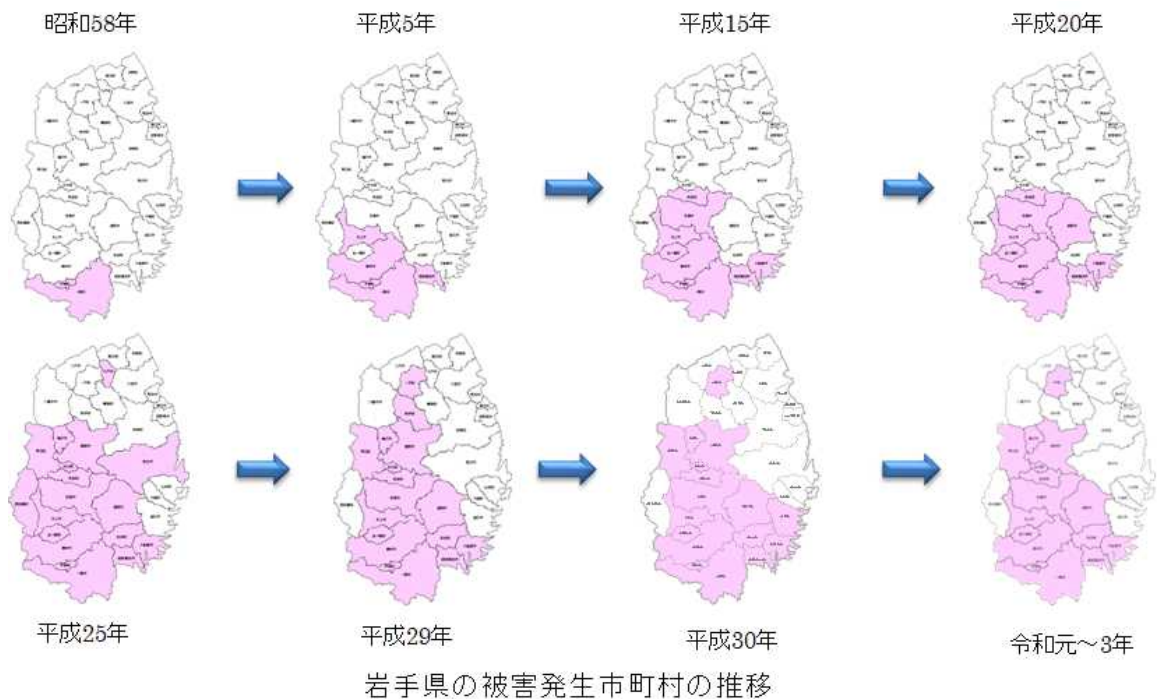


図 岩手県民有林の松くい虫被害量の推移



## 2 課題

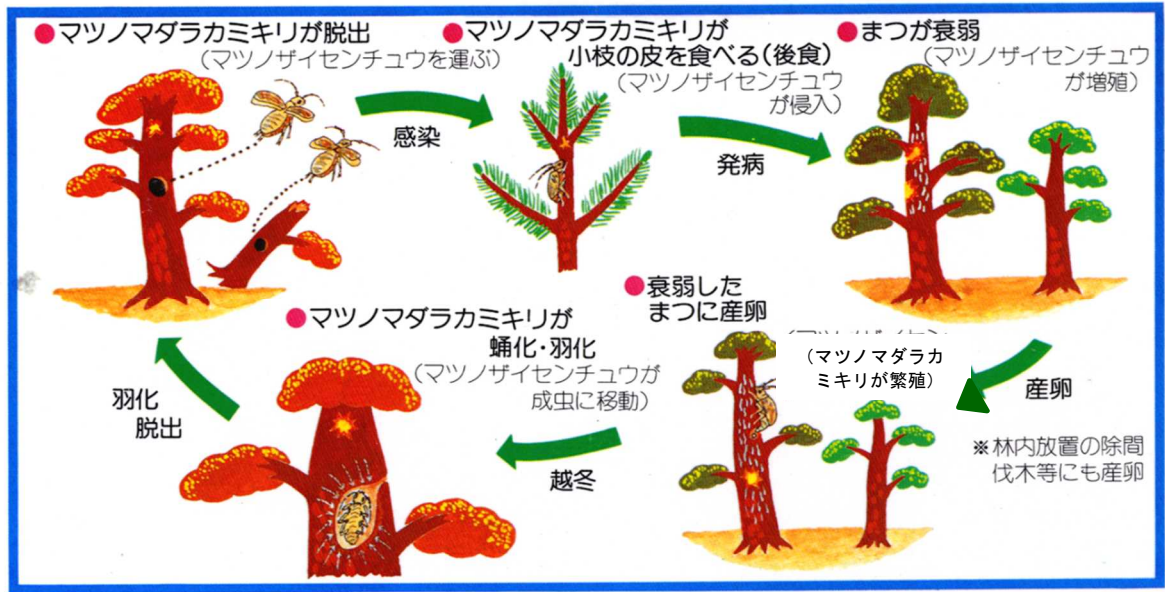
- (1) 内陸部では被害区域が北上傾向にあり、監視の強化が必要である。
- (2) 一戸町においては、県北のアカマツ地帯への被害拡大の影響が懸念されることから、監視体制の強化による徹底駆除が必要である。
- (3) 青森県境の松くい虫被害対策について、青森県と連携した取組が必要である。
- (4) 被害まん延地域では、松林の樹種転換を進め、将来的な感染源を減らす必要がある。
- (5) 気象災害による松の折損木等は、新たな感染源となることから、速やかな除去が必要である。
- (6) 枯死経過木（枯死してから長期間経過した立木）による森林環境（景観悪化、倒木被害）への影響が懸念され、全国植樹祭の開催を控え、枯死経過木の整理が必要である。

## 3 令和4年度の対応

- (1) 被害先端地域では、地上調査に加え、ヘリコプターやドローンによる空中探査を実施するなど、市町村と連携して監視を強化するとともに、市町村負担が伴わない、大臣命令（国 10/10）及び知事命令（国 1/2・県 1/2）による駆除の徹底により被害の北上阻止を図る。
- (2) 一戸町については、被害木の早期発見とヤニ打ち調査により潜在被害木を含めた全量駆除を行い、被害の終息を図るほか、関係事業者に対して、被害拡大防止の取組について協力を要請する。
- (3) 青森県と設置した「青森・岩手県境松くい虫等被害対策連絡会」の開催により、飛び火的被害に対する連携した取組を実施する。
- (4) 被害まん延地域については、樹種転換により将来的な感染源となる松林を減らす取組を促進するほか、守るべき松林について薬剤散布等による予防を徹底する。
- (5) 「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に、これまでのチップ、合板用単板に新たに製材を加えたことから、新たなガイドラインの周知を図り、樹種転換を促進する。
- (6) いわての森林づくり県民税を活用した「いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）」により、松林の広葉樹林化による樹種転換を促進する。
- (7) 気象災害による折損木等は、「松くい虫等防除事業（補完伐倒駆除）」や「いわて環境の森整備事業（被害森林再生）」を活用し、速やかな除去を実施する。
- (8) 松くい虫被害による枯死経過木は、「いわて環境の森整備事業（枯死木除去）」を活用し、速やかに除去を行い、森林環境の保全を推進する。
- (9) 全国植樹祭の開催に向けて、いわての森林づくり県民税を活用した「アカマツ林広葉樹林化」や「枯死木除去」をアクセス道路周辺の修景化が必要な箇所において重点的に実施する。

(資料)

1 マツ材線虫病 発生のおきみ



2 松くい虫対策事業の概要

事業名	事業内容	補助率
松くい虫等防除事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣命令や知事命令、奨励防除による感染源の駆除</li> <li>薬剤散布による景勝地等の重要松林の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 3/4 (命令は 10/10)</li> <li>補助率 3/4</li> </ul>
森林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備として行う被害木の駆除</li> <li>植栽による樹種転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 75%</li> <li>補助率 70%</li> </ul>
いわて環境の森整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>アカマツ林広葉樹林化</li> <li>天然更新による広葉樹林への樹種転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 10/10 以内</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被害森林再生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松くい虫被害の感染源となる気象災害による被害木を除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 10/10 以内</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>枯死木除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人身被害や施設損壊を及ぼすおそれのある枯死経過木を除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 10/10 以内</li> </ul>

### 3 防除方法

#### (1) 予防

方法	内容	特徴	留意点
薬剤散布	あらかじめ、マツの樹冠に農薬を散布し、飛来したマツノマダラカミキリを殺虫し感染を予防。	地上からの散布と、ヘリコプター等による空中から散布がある。	周辺の農作物や住宅等への農薬の飛散、養蜂への影響に十分配慮して行う必要がある。
樹幹注入	マツノザイセンチュウがマヒする薬剤を、樹木全体に浸透させることにより発病を防ぐ。	既に感染しているマツを治癒する効果は無い。	マツヤニに滲出が低下する12月から3月に行う必要がある。

#### (2) 駆除

方法	内容	特徴	留意点
伐倒くん蒸	玉伐った丸太と枝条を積み重ね、全体をビニールシート等で被覆し、くん蒸剤により殺虫。	材内に寄生する内部のマツノマダラカミキリを殺虫する。	ビニールシート等の裾を土で埋め、密閉した状態を2週間程度保つ必要がある。
伐倒焼却	伐倒した丸太と枝条を林外に搬出し焼却する。	材内に寄生するマツノマダラカミキリを殺虫する。	「つちくらげ病」の危険性があり、マツ周辺では行わない。
伐倒破碎	木材チップパーにより破碎し、マツノマダラカミキリを殺虫。	破碎したチップは、パルプ原料や燃料として利用可能。	チップの厚さが15mm以下になるよう破碎。

#### (3) その他

方法	内容	特徴	留意点
山そうじ	被圧木、雪害等による気象被害木、幹曲り等の不良木をくん蒸又は破碎処理する。	将来的な感染源を除去。	松くい虫被害防除監視帯等にあつて、被害の根絶を図るべき森林で実施。
樹種転換	マツを伐採し、植栽や天然更新により他樹種（抵抗性マツを含む）に転換する。	将来的な感染源を除去。	被害地域の隣接地で実施する場合、アカマツ伐採施業指針に準拠するなど配慮が必要。

〔参考 1〕 民有林における市町村毎の年度別被害量

ゴシック体は被害量が増加した市町村（単位：m<sup>3</sup>）

年度 市町	H30	R1	R2	R3	R3 (9月末)	R4 (9月末)	前年度比 R4/R3
	盛岡市	1,135	631	449	432	169	147
滝沢市	60	86	39	19	9	33	367%
雫石町	63	84	54	27	22	27	123%
岩手町	-	-	-	13	6	0.49	8%
紫波町	357	266	222	141	39	68	174%
矢巾町	184	178	201	148	115	39	34%
奥州市	754	984	884	293	209	217	104%
金ヶ崎町	52	80	39	20	19	17	89%
花巻市	2,196	1,136	930	842	473	296	63%
北上市	169	85	52	31	21	9	43%
遠野市	842	590	515	472	243	294	121%
一関市	19,926	20,473	16,366	13,219	13,091	10,473	80%
平泉町	319	122	217	108	108	103	95%
釜石市	18	-	-	-	-	-	-
大船渡市	1,750	1,632	944	832	385	359	93%
陸前高田市	1,786	1,220	1,223	1,212	484	439	91%
住田町	365	428	281	527	176	215	122%
一戸町	10	49	129	94	81	59	73%
県計	29,986	28,044	22,545	18,430	15,650	12,795	82%
(対前年比)	101%	94%	80%	82%	-	82%	
被害市町村数	17	17	17	17	17	17	

〔参考2〕 いわて環境の森整備事業（森林保護）の概要

事業名	ナラ林健全化	アカマツ林広葉樹化	被害森林再生	枯死木除去
事業目的	被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害を受けにくい若い森林に更新する。	枯死木を含むマツすべてを伐採し、広葉樹林への天然更新を促進する。	気象災害による被害木の除去を行い、更新を促すことで、早期に森林の公益的機能を回復させる。	松くい虫等被害を受けた枯死木の、倒木による人身被害や施設損壊を予防し、森林環境の保全を図る。
対象とする被害	ナラ枯れ	松くい虫	気象災害	松くい虫、ナラ枯れ
対象森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益林の私有林</li> <li>・前年または当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径 30 km 以内の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益林の私有林</li> <li>・松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益林の私有林</li> <li>・気象災害（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、雹害）による被害林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法第5条に定める森林</li> <li>・松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木</li> <li>・公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。（森林所有者が住宅等の所有者と同一の場合は除く。）</li> </ul>
補助対象経費	ナラ類を含む広葉樹を伐採した場合に、チップや用材等として利用する材について補助（被害地点から 2km 以内の範囲はチップ利用のみ）	伐倒、枝払い、玉切り、集積	被害木の伐倒処理、集積、作業道の補修（重機運搬経費）	伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬
森林作業道整備	無	有	無	無
補助率等	2,000 円/m <sup>3</sup>	10/10 （別に定める額を上限とする。）	10/10 （別に定める額を上限とする。）	10/10 （別に定める額を上限とする。）
対象齢級	6 齢級以上	4～12 齢級	—	—
面積条件	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	—
事業主体	市町村、林業事業者等	市町村、松くい虫防除技術専門員が所属する林業事業者等	市町村、林業事業者等	市町村、林業事業者等

## 令和5年度特別防除等計画(案)について

## 1 実施計画

特別防除（空中散布）は令和4年度と同様に、奥州市前沢地域及び一関市東山地域、平泉町で行うもの。

地上散布は、令和4年度に実施した奥州市前沢地域及び一関市花泉地域、平泉町に加えて、**陸前高田市高田松原の防潮林で実施するもの。**

市町村名	令和4年度（実績）				令和5年度（計画）						
	特別防除			地上散布 ha	特別防除			地上散布 ha	散布予定時期	主な散布場所	
	一般散布 ha	ガンノズル ha	計		一般散布 ha	ガンノズル ha	計				
奥州市	前沢地域	-	6	6	1	-	6	6	1	特別：6月中旬 地上：①6月上旬②7月中旬	月山神社
	計	0	6	6	1	0	6	6	1		
一関市	花泉地域	-	-	-	29	-	-	-	29	地上：6月上旬	悪法師、林の沢
	東山地域	-	10	10	4	-	10	10	4	特別：6月中旬 地上：6月上旬	狛鼻溪
	計	0	10	10	33	0	10	10	33		
平泉町	10	-	10	3	10	-	10	3	3	特別：6月中旬 地上：①6月上旬②7月中旬	毛越寺
陸前高田市	-	-	-	-	-	-	-	-	5	地上：6月上旬	高田松原
合計	10	15	25	36	10	15	25	41			

注1) ①は第1回目散布、②は第2回目散布を示す。

注2) 単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

## 2 令和5年度薬剤散布計画

## (1) 実施時期

ア 特別防除 6月中旬

イ 地上散布 第1回目：6月上旬、第2回目：7月中旬

## (2) 使用薬剤

スミパイン乳剤（MEP）、スミパイン MC（MEP）

## (3) 危害防止のため措置する事項

## ア 散布計画の事前連絡

- ① 市町村は、森林病虫害等防除法に係る国の通知に基づき設置する地区連絡協議会を通じて農業・水産業関係者を含む関係者に対し、薬剤散布計画を周知
- ② 散布区域近隣の住民、農家に対しては市町村から文書等により通知
- ③ 県養蜂組合及び県養蜂組合組合員以外の養蜂関係者に対しては、森林整備課から文書により通知
- ④ 有機農産物認証機関、岩手県特別栽培有機農産物認証機関には、森林整備課から通知
- ⑤ 一般住民に対しては、市町村が広報、防災無線等によりお知らせ

## イ 薬剤散布の適切な実施についての指導

森林整備課は、振興局等、市町村、作業実施主体に対して、関係法令の遵守、農薬による危害の防止、ポジティブリスト制度への対応など、薬剤散布の適切な実施を指導

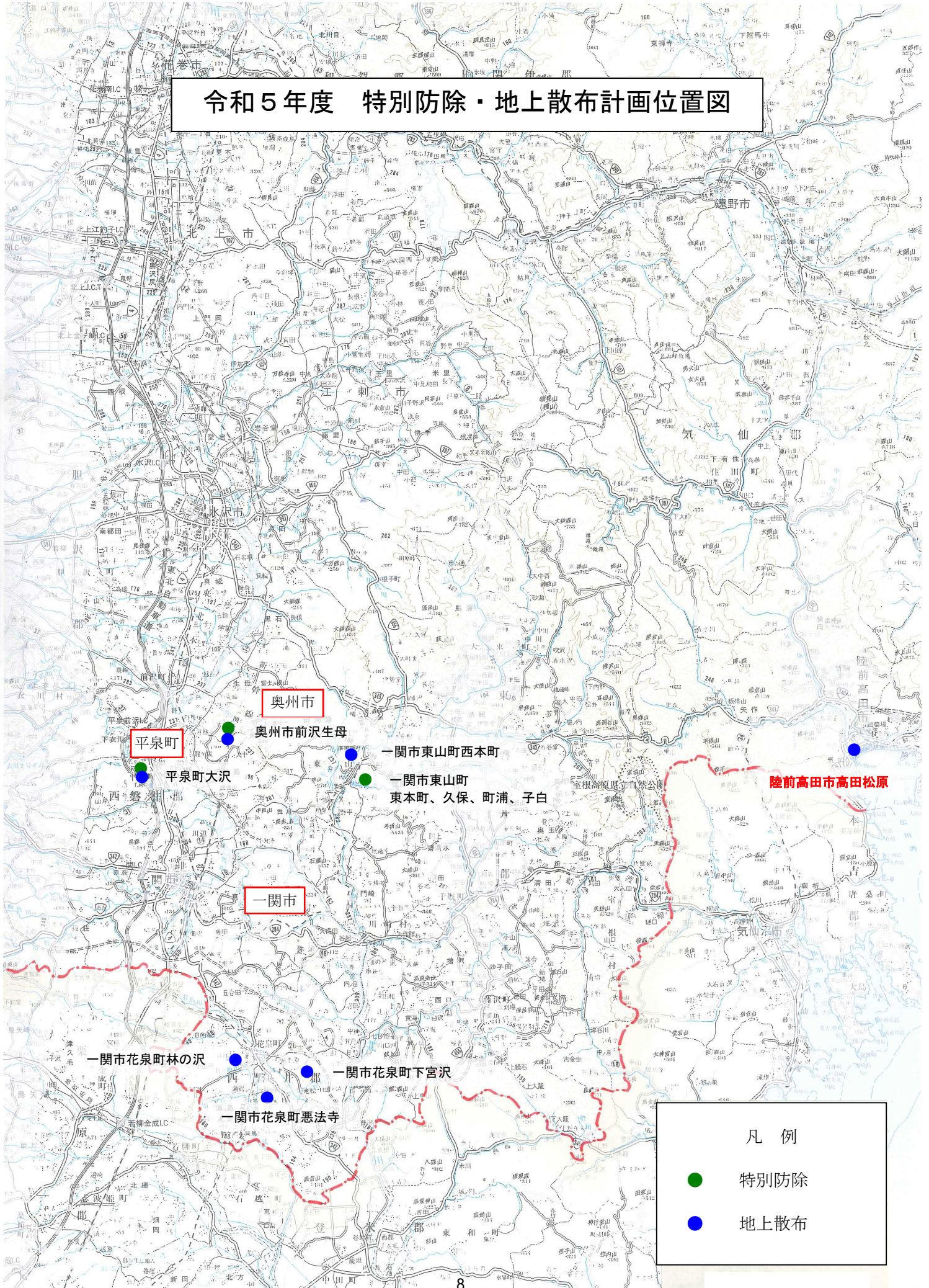
## ウ 散布当日の対応

- ① 看板の設置により入山を規制
- ② 監視員の配置により車両等の進入を規制
- ③ 市町村は、受診指定医療機関を定めるなど医療緊急体制を確立

## エ 散布後の対応

- ① 県は、自然環境等影響調査を実施〔農薬の気中濃度及び昆虫類を調査〕
- ② 市町村は、「防除記録」記帳の徹底

# 令和5年度 特別防除・地上散布計画位置図





# 令和5年度 陸前高田市地上散布計画位置図

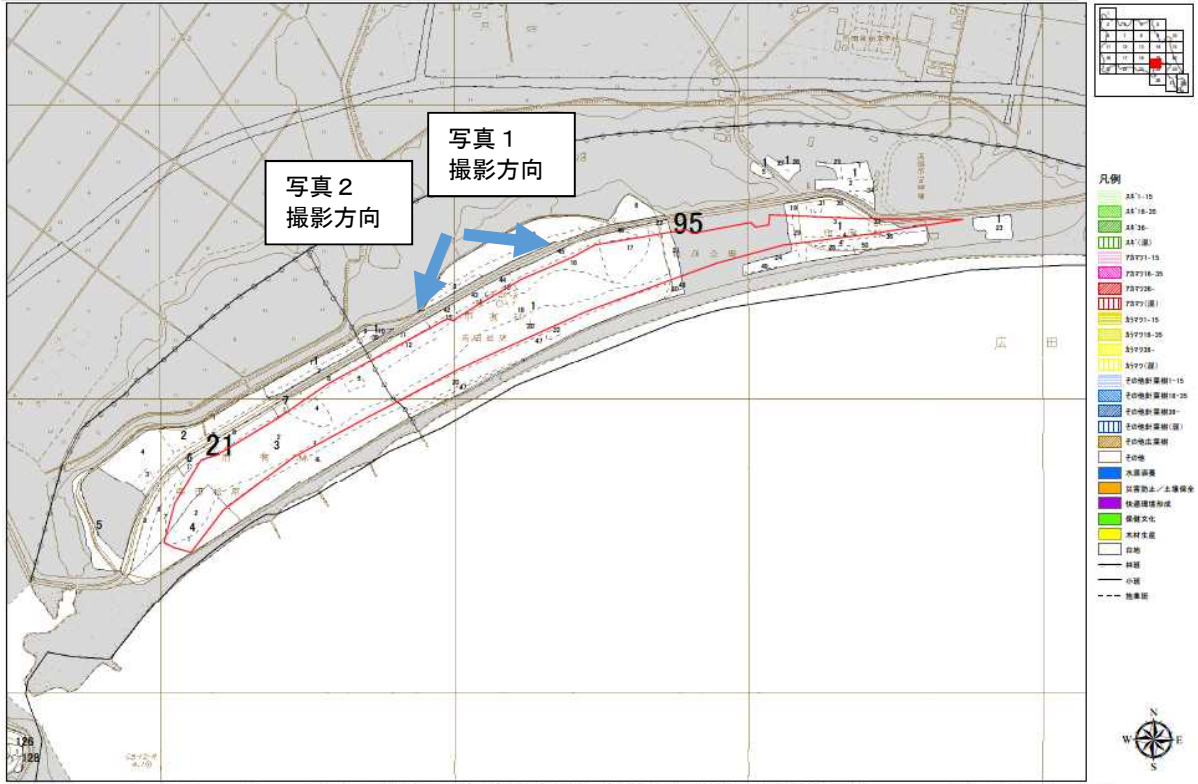


写真1



写真2



# 令和5年度 松くい虫被害対策実施方針（案）について

## 1 目的

松くい虫被害対策は、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」（平成13年12月）及び流域区分別に定める「地域森林計画」の松くい虫被害対策の方針に基づき、総合的かつ計画的に実施する。

県は、令和5年度の松くい虫被害対策を円滑に実施するため、市町村と緊密に連携し、関係機関・団体の協力を得て、それぞれの役割分担のもとに、達成すべき目標、重点的実施事項、具体的な実施方法を明らかにした実施方針を定める。

## 2 達成すべき目標

- (1) 松くい虫被害の北上を阻止し、被害地域を縮小させる。
- (2) 公益性の高い重要なアカマツ林及びアカマツを重点に守る。

## 3 重点的実施事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
- (2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化
- (4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備
- (5) 松くい虫被害防除監視帯（以下「監視帯」という。）による監視の強化
- (6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止
- (7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画
- (8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止
- (9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」の遵守の徹底
- (10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進
- (11) 被害木の利用促進
- (12) 樹種転換の促進
- (13) 松くい虫被害抵抗性品種の開発と普及
- (14) 有効な防除技術の定着促進
- (15) 被害対策推進のための関係機関との連携強化

## 4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
  - ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視を有機的に結び付けて、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進する。
  - イ 県及び市町村は、被害先端地域において被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。
  - ウ 県及び市町村は、重要松林を松くい虫被害から守るための伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入及び樹種転換を計画的に実施する。
  - エ 市町村は、薬剤の空中散布及び地上散布を実施する際は、岩手県防除実施基準等に基づき適切に行う。

(2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 被害地域区分に応じた対策の実施

(ア) 各被害地域区分に該当する市町村は別表のとおりとする。

(イ) 市町村は、それぞれの被害地域について、別表に示す発生防止目標を達成するため、防除方針等に基づいた被害対策を実施する。

(ウ) 県及び市町村は、未被害地域において、被害木調査の実施と松林の健全化に努める。

(エ) 市町村は、先端地域において、短期間に被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。

(オ) 市町村は、隣接地域において、被害発生区域の圧縮を図るよう駆除に努めるとともに、被害拡大を防ぐため樹種転換を推進する。

(カ) 市町村は、高被害地域において、岩手県樹種転換促進指針に基づく樹種転換を積極的に推進する。

(キ) 市町村は、隣接する市町村と被害状況や駆除方針及び対策事業などを互いに確認し、連携を図りながら広域的な駆除に努める。

(ク) 市町村は、前年度の被害の発生地点を管内図に図示し、別表に示す対象地域の区分により市町村内を区分し、被害状況の的確な把握を行う。

(ケ) 広域振興局林務担当部及び農林振興センター（以下「県現地機関」という。）は、管内の市町村に対し、被害地域に応じた被害対策が的確に実施されるよう支援する。

イ 被害状況及び対策実施効果の検証実施

(ア) 被害対策の効果的かつ着実な推進のため、市町村は、被害発生状況、被害区域、高度公益機能森林等の対象森林、被害防除監視帯、被害木駆除等防除の実施状況を管内図に表示し、対策の実施結果及び効果を明らかにする。また、これらを踏まえて被害対策の実施結果を検討、評価し、必要に応じて改善を図る。

(イ) 県現地機関は、上記(ア)の実施について必要な支援を行い、管内関係機関・団体等とともに改善を図る。

(3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化

ア 県現地機関は、管内の関係市町村と連携して被害対策実施方針を定め、関係機関・団体等と一体となって、被害対策の着実な実施を図る。

イ 市町村は、アカマツ林の所有者等から、被害木の伐倒駆除の承諾を得るとともに、適期に効果的な駆除を行えるよう、防除対策の必要性を説明する。

ウ 市町村は、発見されている被害木について、徹底した駆除を実施するよう努めるとともに、県現地機関は、市町村が被害木の駆除を確実に実施できるよう支援する。

(4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備

ア 市町村は、被害が広範にわたる場合や被害量が甚大な場合等には、被害発生地を地区割し、複数の事業体に分割発注するなど、適期に駆除するための労務確保に努める。

イ 県現地機関は、駆除作業の準備段階で、管内の市町村の労務体制について具体的に把握し、労務を確保できるよう努める。

ウ 県は、防除事業の適正な執行を図るため、松くい虫に関する研修会及び技術講習会を開催し、技術者等の養成に努める。

(5) 監視帯の設置による監視の強化

ア 県は、地域の状況に精通した松くい虫等防除監視員を配置し、監視帯内及びその周辺区域における被害の早期発見に努め、被害の空白化を推進する。

- イ 市町村は、監視帯及びその周辺区域の被害を短期間に根絶するよう駆除に努める。
- ウ 県及び市町村は、潜在被害木の発見に有効な「ヤニ打ち調査」を実施し、特定した感染源を徹底駆除（山そうじ）することにより、監視帯の被害の空白化を図る。
- エ 県は、必要に応じ監視帯の区域を見直すものとする。

(6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止

- ア 被害先端地域から未被害地域への松くい虫被害の飛び込みに迅速に対応するため、隣接する未被害地域の一部を対策対象松林に指定する。
- イ 隣接未被害地域については、適期・的確な除伐及び間伐の実施等により健全な松林の造成に努めるとともに、状況に応じ樹種転換を推進する。

(7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画

- ア 県及び市町村は、松くい虫被害の危険性と防除方法について、正しい理解が得られるよう広報活動を行う。また、被害の発生状況や防除対策に関する情報を積極的に提供し、森林所有者、地域住民等が防除活動に協力・参加する意識の高揚を図る。
- イ 市町村は、被害の監視、連絡、防除を円滑に行えるようにするため、集落ごとに地域の状況に詳しい人に「連絡員」等を依頼するとともに、被害の発生、防除に対する関心を高めるため懇談会や研修会を実施する。

(8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止

- ア 県は、森林病虫害等防除法に基づく被害木（松くい虫付着丸太）の移動制限（被害木を駆除する目的で被害区域内を移動する場合を除く）及び被害木等駆除に係る命令を県告示により行う。また、関係者への周知、遵守の徹底を図る。
- イ 市町村は、被害木の所有者等に対し、被害木を利用する場合には、期限内に薬剤くん蒸や破砕等の適切な処理をしなければ利用できないことを周知し徹底を図る。
- ウ 県現地機関は、利用の申し出があった場合、適切な処理を行うよう指導する。
- エ 県現地機関は、**松くい虫等防除監視員**による丸太集積場所等の監視を通年実施し、松くい虫付着丸太の移動に伴う被害の拡大防止を徹底する。
- オ 県は、関係機関・団体に対し、アカマツ材が被害木でない場合であっても、被害地域から県北等の未被害地域に持ち込まれることがないよう協力を要請する。

(9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」（以下「伐採実施指針」という。）の遵守の徹底

- 県、市町村、関係機関・団体は、各事業体及び森林所有者に対し伐採実施指針の遵守指導を徹底する。

(10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進

- ア 県及び市町村は、松くい虫被害のまん延を防ぐため、除伐及び間伐を的確に実施し、健全なアカマツ林の造成を促進する。
- イ 実施にあたっては、伐採木が感染源とならないよう伐採実施指針を遵守し適正に行うよう指導する。

(11) 被害木の利用の促進

- ア 県は、被害木の利用による駆除を促進するため、森林病虫害等防除法に基づく被害木の移動制限に係る命令の対象から、被害木を駆除目的で被害区域内を移動する場合を除くも

のとする。

イ 森林所有者は、被害木を利用するときは、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」を遵守する。

ウ 県や市町村は、防除事業において、被害木を駆除する場合、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進する。

(12) 樹種転換の促進

県及び市町村は、被害まん延地域の樹種転換を促進するため、関係機関に適切な助言及び指導を行うとともに、樹種転換の促進に資する措置一般を推進するものとする。

(13) 松くい虫被害抵抗性品種の開発と普及

松くい虫被害に抵抗性の高い品種（アカマツ）の開発を継続するとともに、高い抵抗性を有する苗木が販売されていることから、その普及を図る。

(14) 有効な防除技術の定着促進

ア 県及び市町村は、被害木の発見に有効な技術の定着を図り、被害拡大の防止、被害地域における被害低減を図る。

イ 被害地域において、県及び市町村は、公益性や景観上重要な松林への被害伝播を防止するため、効果的な予防、駆除技術の適用に努め、重要松林の保全に努める。

(15) 被害防除対策推進のための関係機関との連携強化

ア 県の松くい虫被害対策は、国及び市町村並びに関係機関・団体及び森林所有者との綿密な連携のもとに総合的な防除対策として推進する。

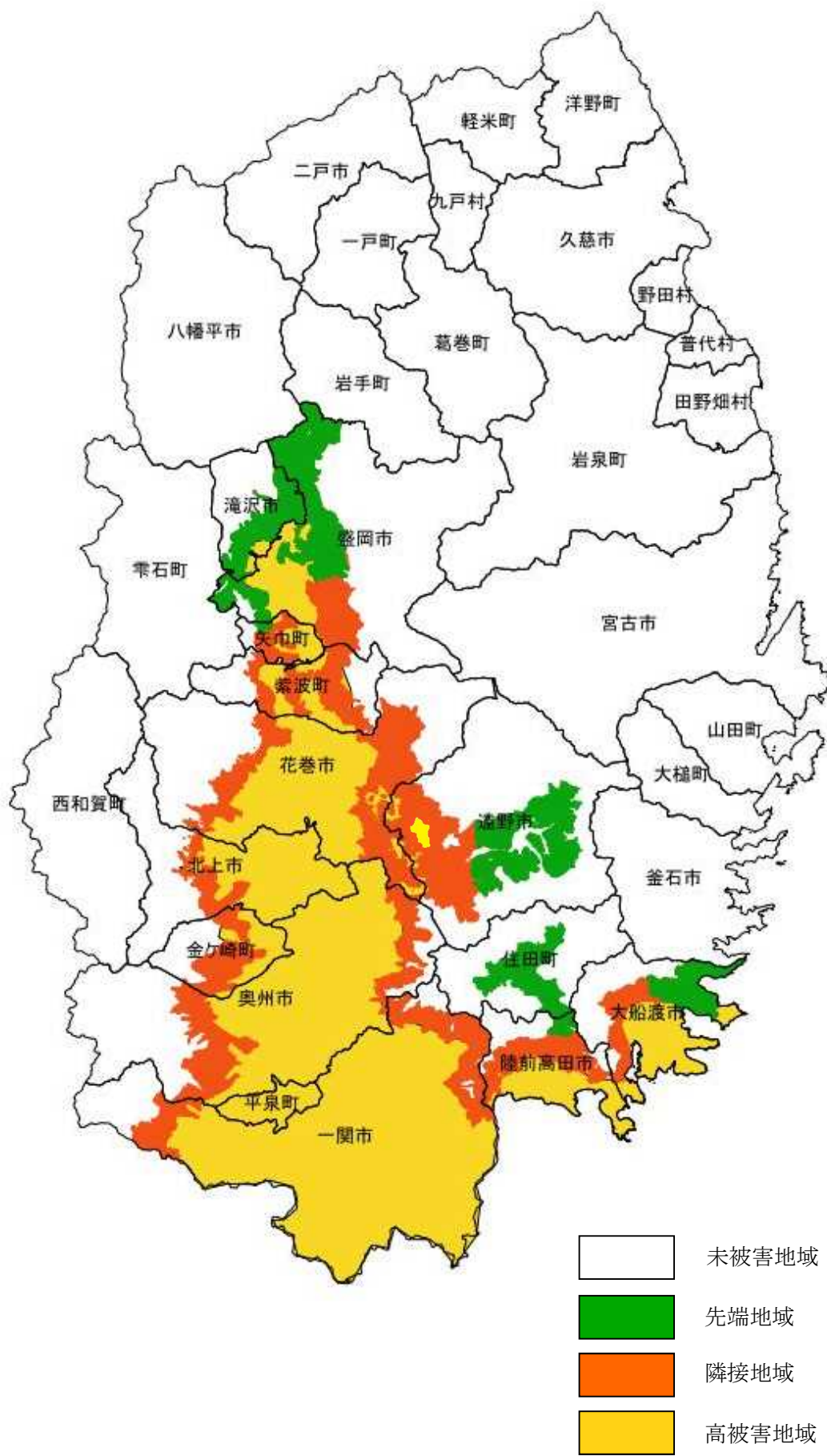
イ 県は、松くい虫対策を円滑に推進するため、県庁内及び県現地機関内に「森林病害虫（松くい虫）被害対策推進協議会」等を設置する。

ウ 被害拡大を防止するため、県は、未被害市町村に対しても被害及び防除対策の実施状況を情報提供するとともに予防対策等の強化を図る。

エ 県、県現地機関及び市町村は、松くい虫防除の実施について、隣接する県、広域振興局及び市町村との連携の強化を図る。

別表

区分	対象地域	該当市町村	発生防止目標	防除方針	重点防除実施方法
未被害地域	被害発生区域の周辺地域	被害地域区分図の未被害地域	松林の健全化に努め、被害の侵入を未然防止する。	適期に間伐等を実施し、侵入を未然防止する。	・被害先端地域に隣接する場所を中心に被害木調査を実施 ・間伐等の計画的実施
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	盛岡市、滝沢市、矢巾町、遠野市、大船渡市、陸前高田市、住田町のうち被害地域区分図の先端地域	短期間に被害の発生を根絶する。	徹底駆除を行い、再発生を阻止する。	・被害木の調査及び駆除 ・潜在被害木調査
隣接地域	先端地域と高被害地域の間位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、金ケ崎町、一関市、大船渡市、陸前高田市のうち被害地域区分図の隣接地域	被害発生区域を圧縮し、中期的に被害の発生を根絶化する。	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ。	・重要松林及びその周辺松林で被害木及び感染源を重点駆除 ・重要松林の予防 ・樹種転換の推進
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	紫波町、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市のうち被害地域区分図の高被害地域	被害発生区域を圧縮し、中・長期的に恒常的な被害の発生を根絶化する。	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る。	・重要松林及びその周辺松林で被害木及び感染源を重点 ・重要松林の予防 ・樹種転換の推進





1 変更の理由

監視帯に隣接する **雫石町及び一戸町**の一部区域について、被害が断続的に発生し、本県被害の先端地域であることから、監視を強化し、被害木の全量駆除を行い、未被害地域への被害の拡大を防ぐため、監視帯に追加することとする。

2 変更の内容

項目	変更前	変更後
1 目的	松くい虫被害防除監視帯（以下「監視帯」という。）は、監視帯内の被害木を全量駆除することにより、被害木のない状態（被害の空白地帯）とし、未被害地域への被害の拡大を防ぐことを目的とする。	同左（変更なし）
2 設置位置	監視帯は、被害が点在している先端地域と未被害地域の境に設置し、概ね2km～7km幅とする。	同左（変更なし）
3 区域	盛岡市、岩手町、矢巾町、紫波町、滝沢市、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市のうち別表に示す区域のとおり。	盛岡市、岩手町、矢巾町、紫波町、滝沢市、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、 <b>雫石町、一戸町</b> のうち別表に示す区域のとおり。
4 対策の目標	監視帯内を被害の空白地帯とすることにより、将来的には監視帯を内側に移動させ、被害地域を縮小させていく。	同左（変更なし）
5 対策の基本	監視帯内を被害の空白地帯にするため、監視帯内の松林は全て対策対象松林に指定することにより、国庫補助事業等を積極的に活用し、 ①毎年度全量駆除を徹底する ②ヤニ打ちの手法を有効に活用して潜在被害木を徹底して駆除する  等の対策を講じていく。 また、監視帯への飛び込み被害を防止するため監視帯の内側 2km は継続した駆除を実施する。 なお、守るべき松林は地上散布等により保全を図り、樹種転換を図るべき松林は生立木除去等により積極的に樹種転換を図る。	監視帯内を被害の空白地帯にするため、監視帯内の松林は全て対策対象松林に指定することにより、国庫補助事業等を積極的に活用し、 ①毎年度全量駆除を徹底する ②ヤニ打ちの手法を有効に活用して潜在被害木を徹底して駆除する  <b>③航空機やドローンを活用して被害木を早期に発見する</b>  等の対策を講じていく。 また、監視帯への飛び込み被害を防止するため監視帯の内側 2km は継続した駆除を実施する。 なお、守るべき松林は地上散布等により保全を図り、樹種転換を図るべき松林は生立木除去等により積極的に樹種転換を図る。

## 松くい虫被害防除監視帯の区域

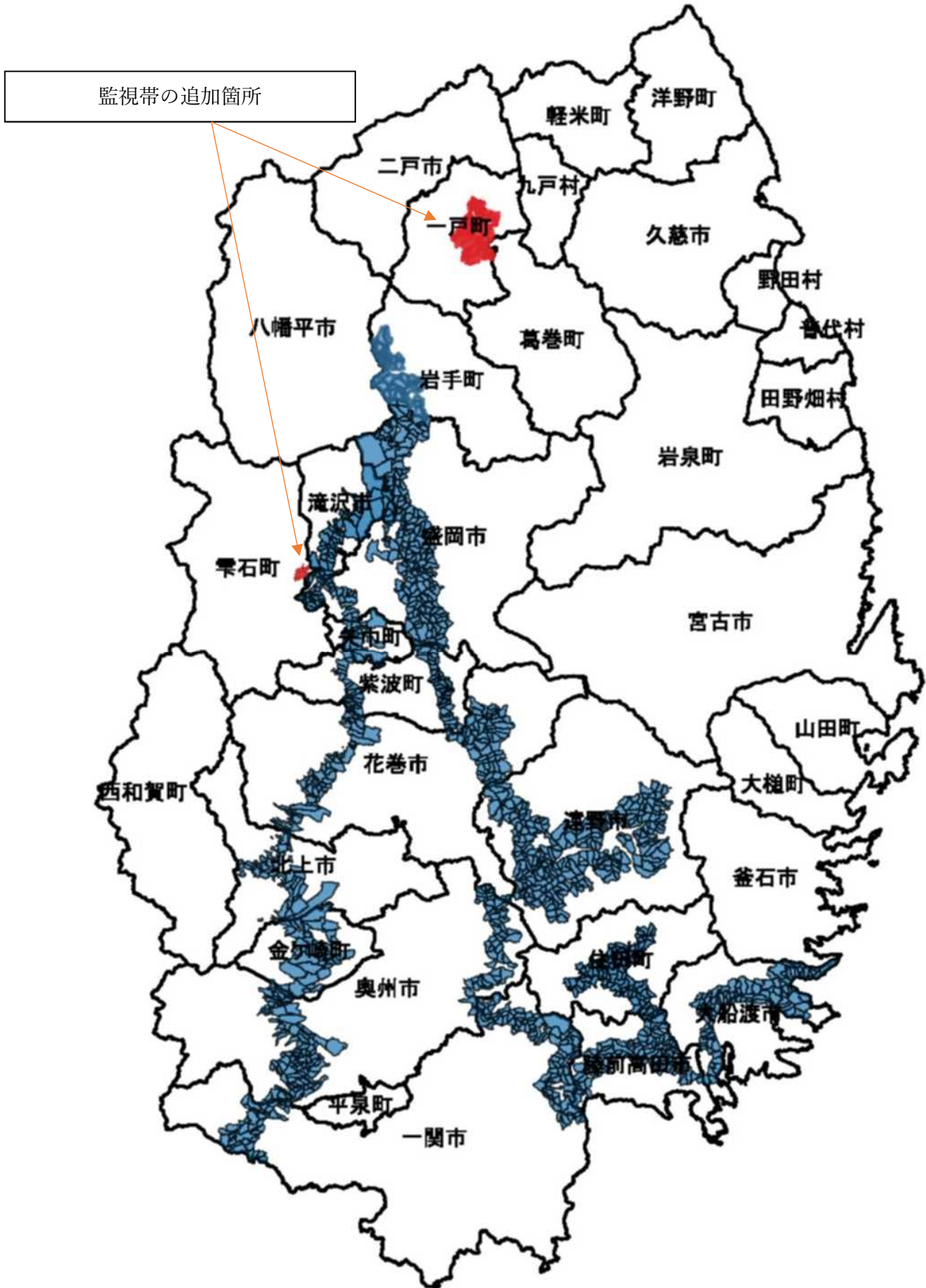
※朱書きのとおり追加

市町村	区域（林班番号）	
盛岡市	113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、 123、124、125、126、127、128、129、130、133、134、 135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、 145、146、147、148、149、150、151、152、153、156、 157、162、163、164、165、166、167、168、169、170、 171、181、182、183、184、185、186、187、188、189、 190、192、193、195、196、197、198、199、200、201、 202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、 213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、 223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、 237、238、325、326、327、328、329、330、331、332、 333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、 343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、 353、354、355、356、357、358、359、370、371、372、 374、375、376、377、378、379、381、382、383、384、 385、386、1001、1002、1003、1010、1011、1012、1013、1014、 1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、 1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、 1035、1036、1037、1038、1039、1040、1041、1059、1060、1061、 1062、1068、1070、1114、1115、1116、1117、1118、1119、1120、 1121、1122、1123、1124、1125、1126	
<u>雫石町</u>	<u>151、152</u>	
岩手町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、 11、19、20、21、22、23、24、25、39、40、 41、56、57、58、59、60、287、288、289	
矢巾町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、 11、12、13、14、15、16、17	
紫波町	8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、 18、19、40、41、42、43、44、45、51、52、 53、55、56、57、58、59、60、61、62、68、 78、79、80、81、82、90、91、92、119、120、 121、122、127、128、129、130、133、134、135、137、 140、141、142、143	
滝沢市	35、36、37、38、39、40、41、42、43、48、 49、50、51、52、53、54、55、63、64、65、 66、67、68、69、70、72、73、74、75、76、 77、78、79、80、81、82、83、84、85	
花巻市	花巻地域	3、4、5、6、7、8、9、10、11、13、 14、15、16、33、34、35、36、37、38、39、 40、41、42、43、44、45、55、56、57、58、 59、65、66、94、95
	大迫地域	1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1028、1029、1030、 1031、1032、1033、1034、1035、1038、1039、1080、1081、1082、 1083、1084、1085、1103、1104、1105、1106、1107、1108、1109、 1110、1111、1112、1113、1114、1115、1116、1117、1126、1127、 1128、1129、1130、1131、1143、1144、1145、1146、1147、1148、 1149、1150、1151、1153、1154
	石鳥谷地域	2023、2024、2025、2026、2027、2028、2029、2038、2039、2040
	東和地域	3006

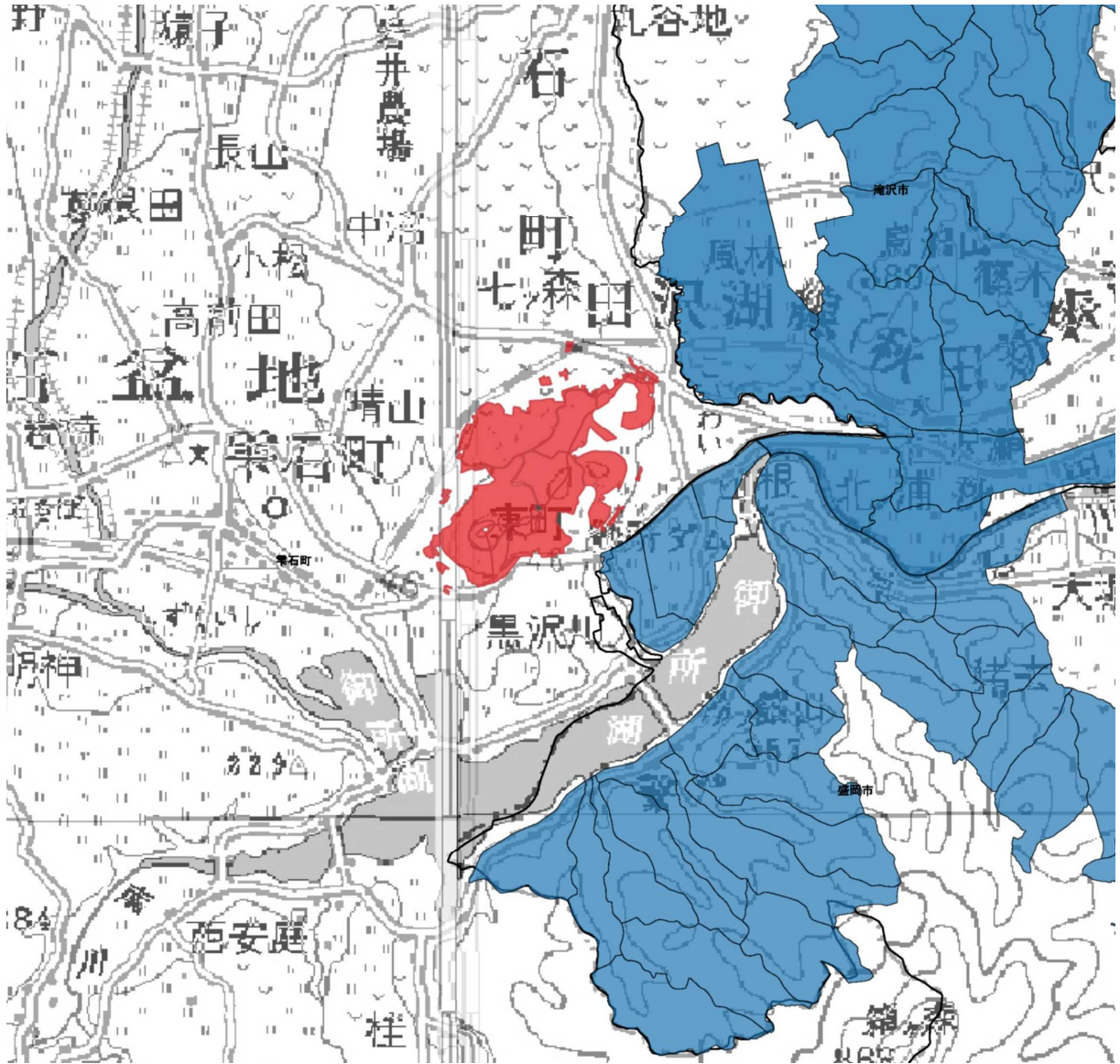
市町村		区 域 ( 林 班 番 号 )									
北上市		111、 125、 135、 148	112、 126、 136、	113、 127、 137、	114、 128、 138、	115、 129、 139、	116、 130、 140、	120、 131、 142、	121、 132、 143、	122、 133、 144、 145、	
奥 州 市	江刺地域	1113、 1123、 1136、 1153、 1216、	1114、 1124、 1137、 1154、 1217、	1115、 1125、 1138、 1155、 1218、	1116、 1126、 1139、 1186、 1219、	1117、 1127、 1140、 1194、 1221、	1118、 1128、 1141、 1195、 1222、	1119、 1129、 1142、 1196、 1226、	1120、 1130、 1150、 1200、 1248、	1121、 1131、 1151、 1214、 1255	
	胆沢地域	3011、 3023、	3012、 3026、	3013、 3027、	3014、 3055、	3016、 3057、	3017、 3058、	3018、 3059、	3019、 3060、	3022、 3064	
	衣川地域	4021、 4037、 4047、 4061、 4071、 4081、 4104、	4022、 4038、 4048、 4062、 4072、 4084、 4121、	4023、 4039、 4049、 4063、 4073、 4085、 4122、	4024、 4040、 4050、 4064、 4074、 4086、 4123、	4025、 4041、 4051、 4065、 4075、 4087、 4124、	4026、 4042、 4052、 4066、 4076、 4088、 4125、	4027、 4043、 4053、 4067、 4077、 4089、 4126、	4029、 4044、 4054、 4068、 4078、 4096、 4127	4030、 4045、 4055、 4069、 4079、 4100、	4033、 4046、 4056、 4070、 4080、 4102、
金ヶ崎町		8、 34、 45、 59、	11、 35、 46、 60、	12、 37、 47、 61、	13、 38、 48、 80、	14、 39、 49、 82	18、 40、 50、	29、 41、 51、	30、 42、 52、	31、 43、 55、 56、	
一 関 市	一関地域	192、 240、 253、 280、	193、 241、 270、 282、	232、 242、 271、 283、	233、 243、 272、 284、	234、 244、 273、 285、	235、 245、 274、 286、	236、 246、 275、 302	237、 248、 276、	238、 249、 277、 278、	
	大東地域	2064、 2077、 2099、 2131、 2240、 2250、 2261、 2271、	2065、 2078、 2100、 2132、 2241、 2251、 2262、 2272、	2066、 2079、 2101、 2133、 2242、 2252、 2263、 2273、	2067、 2080、 2102、 2134、 2243、 2253、 2264、 2274、	2068、 2081、 2103、 2135、 2244、 2255、 2265、 2275、	2069、 2082、 2125、 2138、 2245、 2256、 2266、 2276、	2070、 2083、 2127、 2139、 2246、 2257、 2267、	2071、 2084、 2128、 2140、 2247、 2258、 2268、	2072、 2097、 2129、 2130、 2130、 2130、 2130、 2130、	2076、 2098、 2130、 2130、 2130、 2130、 2130、 2130、
	千厩地域	3019									
	室根地域	5006、 5011、 5012、 5013、 5014、 5015、 5016、 5017									
大船渡市		12、 26、 114、 124、 134、 144、 277、 293、 313、 323	13、 27、 115、 125、 135、 268、 278、 294、 314、 324	14、 28、 116、 126、 136、 269、 279、 295、 315、 325	15、 29、 117、 127、 137、 270、 280、 296、 316、 326	16、 30、 118、 128、 138、 271、 281、 297、 317、 327	21、 31、 119、 129、 139、 272、 282、 298、 318、 328	22、 35、 120、 130、 140、 273、 283、 300、 319、 329	23、 111、 121、 131、 141、 274、 284、 310、 320、 330	24、 112、 122、 132、 142、 275、 285、 311、 321、 330	25、 113、 123、 133、 143、 276、 286、 312、 322、 330
陸前高田市		23、 50、 61、 71、 81、 92、 110、 169、 181、 221、	24、 51、 62、 72、 82、 93、 111、 170、 182、 222、	25、 52、 63、 73、 83、 97、 112、 173、 198、 223、	26、 53、 64、 74、 84、 98、 113、 174、 199、 224、	27、 55、 65、 75、 85、 99、 163、 175、 200、 225、	28、 56、 66、 76、 86、 100、 164、 176、 201、 226、	29、 57、 67、 77、 87、 102、 165、 177、 202、	30、 58、 68、 78、 88、 103、 166、 178、 203、	31、 59、 69、 79、 89、 106、 167、 179、 204、	49、 60、 70、 80、 90、 107、 168、 180、 205、 227

市町村		区 域 ( 林 班 番 号 )																																																																																																																																																							
住田町		1、	2、	3、	4、	5、	6、	7、	10、	11、	12、	13、	14、	29、	30、	38、	39、	40、	41、	42、	43、	44、	45、	46、	47、	50、	62、	64、	68、	69、	70、	71、	72、	73、	74、	75、	77、	78、	79、	81、	82、	83、	84、	85、	88、	89、	98、	99、	101、	102、	123、	124、	125、	126、	127、	128、	129、	131、	137、	139、	179、	180、	181、	182、	183、	184、	185、	186、	206、	207、	208、	209、	210、	211、	212、	230、	231、	245、	246、	310、	311、	312、	313、	314、	315、	316																																																																			
遠野市	遠野地域	1、	2、	3、	5、	6、	7、	8、	9、	11、	12、	13、	14、	15、	16、	17、	18、	19、	20、	21、	22、	23、	24、	25、	26、	27、	28、	98、	99、	100、	101、	102、	103、	104、	105、	106、	107、	108、	109、	110、	111、	112、	113、	114、	115、	116、	117、	118、	128、	129、	130、	135、	136、	137、	138、	139、	140、	146、	147、	148、	149、	150、	151、	152、	153、	154、	155、	156、	157、	158、	159、	160、	161、	162、	163、	164、	165、	166、	167、	168、	169、	170、	171、	172、	173、	216、	217、	218、	219、	220、	221、	222、	223、	224、	225、	226、	227、	228、	229、	230、	231、	232、	233、	234、	235、	236、	237、	238、	239、	240、	241、	242、	243、	244、	245、	246、	248、	251、	252、	253、	257、	258、	259、	260、	261、	264、	265、	266、	267、	268、	270、	271、	284、	285、	286、	287、	288、	289、	290、	291、	292、	293、	294、	298、	299、	300、	301、	302、	303、	304、	305、	306、	307
	宮守地域	1002、	1003、	1004、	1005、	1006、	1007、	1025、	1026、	1027、	1028、	1036、	1039、	1040、	1041、	1042、	1043、	1044、	1045、	1046、	1051、	1052、	1053、	1054、	1063、	1064、	1065、	1066、	1067、	1068、	1069、	1070、	1071、	1072、	1073、	1074、	1075、	1076、	1090、	1091、	1092、	1093、	1094、	1095、	1096、	1097、	1098、	1099、	1100、	1101、	1102、	1103、	1104、	1105、	1106、	1107、	1108、	1109、	1110、	1111、	1112、	1113、	1114、	1115、	1116、	1117、	1118、	1119、	1120、	1121、	1122																																																																																		
一戸町		<u>62、</u>	<u>63、</u>	<u>64、</u>	<u>65、</u>	<u>66、</u>	<u>67、</u>	<u>68、</u>	<u>69、</u>	<u>90、</u>	<u>91、</u>	<u>92、</u>	<u>93、</u>	<u>94、</u>	<u>95、</u>	<u>96、</u>	<u>97、</u>	<u>98、</u>	<u>99、</u>	<u>100、</u>	<u>101、</u>	<u>102、</u>	<u>103、</u>	<u>113、</u>	<u>114、</u>	<u>115、</u>	<u>116、</u>	<u>117、</u>	<u>118、</u>	<u>119、</u>	<u>120、</u>	<u>121、</u>	<u>179、</u>	<u>180、</u>	<u>181、</u>	<u>182、</u>	<u>183、</u>	<u>184、</u>	<u>185、</u>	<u>186、</u>	<u>187、</u>	<u>188、</u>	<u>190、</u>	<u>191、</u>																																																																																																													

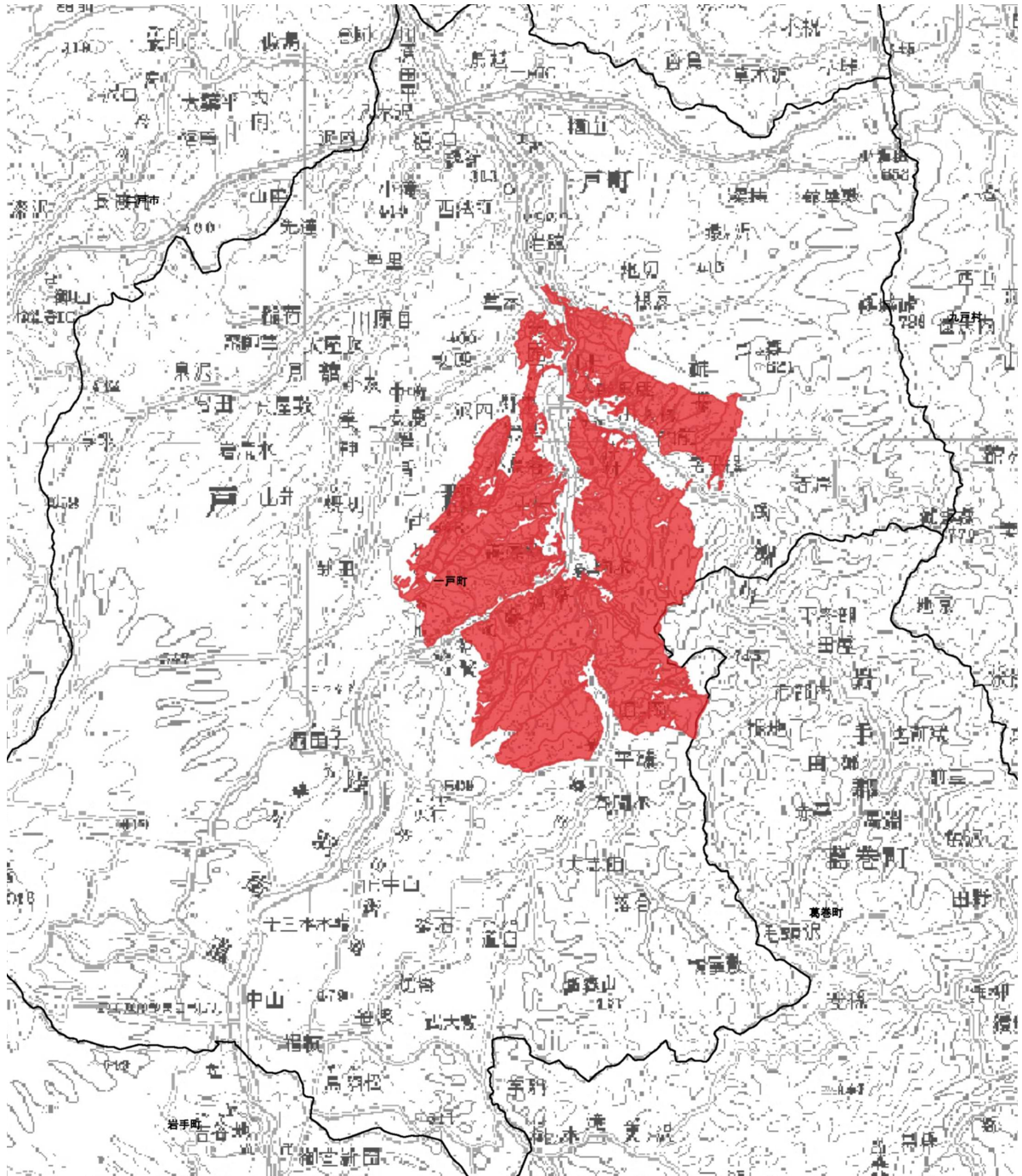
監視帯の概要図（全体）



監視帯の概要図（雫石町）



監視帯の概要図（一戸町）







松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針の一部改正（案）について

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)  
 (改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)  
 (改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)  
 (改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)  
 (改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)  
 (改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)  
 (改正 令和 年 月 日森整第 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地 域 名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

### 3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外へ搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チップパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

### 4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

## マツ伐倒時期安全確認調査方法書

### 1 目的

最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

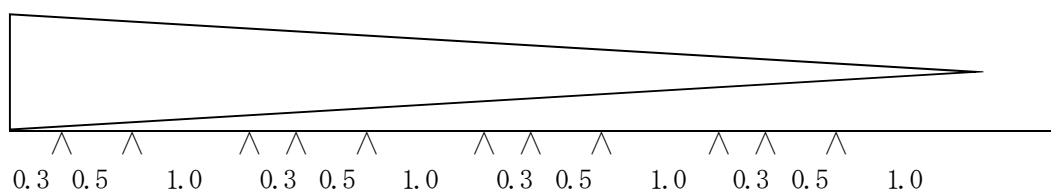
なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

### 2 調査方法

(1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。

(2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。

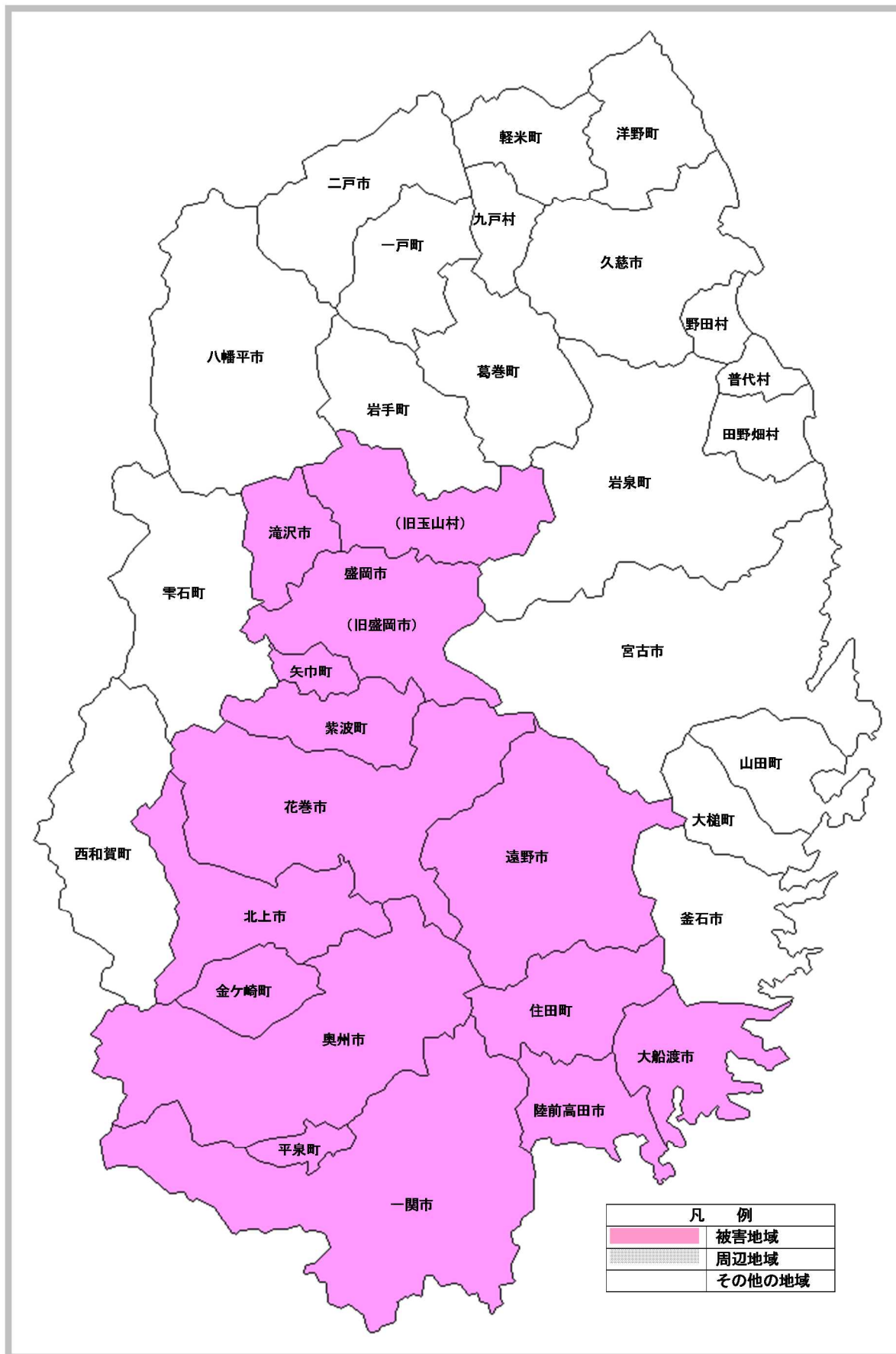
(3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担当者名							
林況・地況	所在地					事業区、林小班							
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m					
	方位	標高	m		備考								
調 査 結 果													
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材			
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数		
		0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++
年月日	No.1 No.2 計												
年月日	No.1 No.2 計												
年月日	No.1 No.2 計												
0 寄生なし + 1匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数				注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)							

松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針付属図



## 高度公益機能森林等の区域の変更(案)について

## 1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病虫害等防除法第7条の5に基づき、都道府県知事が森林審議会及び関係市町村長の意見を聞いたうえで指定する区域。

## 2 変更の内容

- (1) 盛岡市の被害拡大防止森林の一部について、高度公益機能森林に変更し、守るべき松林として防除を促進するもの。併せて、高度公益機能森林の一部について、駆除と樹種転換との組合せによる一体的かつ効率的な防除対策を促進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。
- (2) 矢巾町の高度公益機能森林の一部について、被害がまん延していることから区域から除外するもの。また、被害拡大防止森林の一部について、樹種転換等により松林ではなくなったことから区域から除外するもの。併せて、高度公益機能森林の一部について、駆除と樹種転換との組合せによる一体的かつ効率的な防除対策を促進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。
- (3) 遠野市の高度公益機能森林の一部について、駆除と樹種転換との組合せによる一体的かつ効率的な防除対策を促進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。

## 3 高度公益機能森林等の区域の変更

## 市町村別の区域変更

市 町 村	高度公益機能森林 (ha)			被害拡大防止森林 (ha)		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
盛岡市	2,048	2,016	-32	323	355	32
滝沢市	128	128	0	137	137	0
雫石町	11	11	0	168	168	0
岩手町	20	20	0	284	284	0
紫波町	271	271	0	421	421	0
矢巾町	45	41	-4	45	44	-1
奥州市	1,138	1,138	0	677	677	0
金ヶ崎町	298	298	0	23	23	0
花巻市	269	269	0	223	223	0
北上市	117	117	0	35	35	0
遠野市	2,882	2,381	-500	1,180	1,681	500
一関市	2,134	2,134	0	283	283	0
平泉町	48	48	0	19	19	0
大船渡市	45	45	0	62	62	0
陸前高田市	37	37	0	165	165	0
住田町	24	24	0	183	183	0
一戸町	42	42	0	318	318	0
計	9,557	9,021	-536	4,546	5,078	531

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと増減、合計は必ずしも一致しない。

# 1 区域の指定及び変更（該当市町村のみ記載）

(1) 高度公益機能森林の区域等

市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
		123林班6～8・18・21・22・55・56、 84林班6、92林班1～3・5・7・12～15、93林班3、94林班4、106林班1～5、107林班7・12・13、108林班1、109林班4・6・7・132林班8・11・12・22・25、218林班4・5・6・7・8・10、341林班10、348林班5～7・14・16・24・25、350林班5・12・14・16・24・28、357林班37、375林班9、377林班48・49・50、381林班37、1045林班4、1046林班52、1111林班2、1127林班1	9	風致機能
		76林班1、85林班1、96林班2・4、98林班1～5、99林班5、101林班5、110林班1～2・8、162林班2・3・4、198林班15・30、199林班16、201林班23、213林班1、1045林班34～36、1043林班1、102林班2、195林班12	91	土砂流出防備保安林
		224林班22	0	土砂崩壊防備保安林
		377林班54	8	保健保安林
		208林班12	3	砂防指定地
		135林班1・2・10・11・12・13・17・18・19・21	4	都市計画区域風致地区
		141林班2・9、143林班9・10・11・13、147林班15、154林班14、158林班8、170林班30・53、184林班2、197林班5・9・11・30・38・43・44・46・48・50・51、198林班2・23、199林班10、200林班3・4・9、201林班3・6・10・16・17・20・21、201林班3・6・10・16・17・20・21、203林班2、209林班3・211林班19・25・36・37、215林班3、216林班3、220林班7・8、231林班4、353林班40、357林班7、358林班2・12・14、370林班8、378林班1・23・31・38、379林班18・23、381林班3・5・6・10・12・18・21・23・24・25・39・49・57・66・68・77・78、382林班10、383林班3・11・12・31・48・49・55・74・79・85・86、385林班94・96、1001林班52、60、1007林班7、1010林班9・13・14・20・24・31・68、74、1012林班17・28、1013林班23・28、1015林班20、1025林班10～11、1031林班33、1054林班43、1062林班53、70・78・1063林班3・4、1064林班6、1068林班41・81、1079林班22、1084林班31、1085林班23、1090林班21・24・25、1091林班13、1092林班25・49・52・53・56・1098林班34、1100林班18、1125林班33・38	128	水源かん養機能
盛岡市		76林班5・7、84林班3・4・10、85林班5・6・8、86林班2・5・10、11、88林班9・11、89林班1、90林班1・3・4・9、92林班4、93林班1・2、94林班2、99林班3、100林班2～4、101林班2・6・8～10、102林班1・3・4・8・13・14・22・28、103林班2・4、105林班1・4・5・13、107林班2・3、108林班2、110林班14、111林班1・4・5・13、14・19・21、112林班3、131林班8・9・11・14・15・17、132林班3・9・10・13・14・17、154林班6・11・21・23、155林班5・6、158林班11、159林班1・7・9・13・14、160林班6～8・12、191林班1～3、233林班1～3・8・9、234林班3・6～10、16・20・21・23・28～30・32～34・37、235林班8・12・17・19・21～24・26・28～29、236林班8、239林班6、240林班3・4、241林班4・5・7、242林班4～6・8～12、244林班1～3、1001林班23・32・33・41、43・46・54・58・61・67・74～76、78・80・83・84・88・96、98、1004林班1・6～13・20～22・26、1005林班8・21・26・34、42、1006林班5・11・22・34・38・42、1007林班1・4・8、1008林班1・2・6・9・15、1009林班1・2・8・10・23・28・30・39・42・44、49・51・53・54・57・69、	1142	木材生産機能

※朱書きのとおり、指定又は削除。

市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
		1020林班6・8・23・24・27・62・63・73・112・124・139・163、 164・168・187～189・205・206・215・216・222・224・226・229、 230・233～235・248・250～254・256～265・267・270・271、 294・300・310・319・325・329・359・361・363・369・375・378、 380・381・385・387・390～391・396・399・401・403・411～ 413、1022林班8・9・24～27・34・36・63～65・67・68・74・77～ 79・81・106・107、1023林班3・7・10・11・13・16・18・19・23、 24・84、1024林班1・3～6・8・9・13～15・33・35、1025林班1、 3・14・19・20・22・29・30、1026林班7・9・23・24・26・29、 36、1027林班1・3・4・20・28・29・32・34・43・44・45、1028林班1～3・12・18～21・23・25・32、1029林班16、1030林班9、 20・24・32・39、1031林班8・15・17・26・27・34・45・48、 50、1032林班4・5・8・11・18・19・23・3134～37・39、1033林班3～7・12・15・20・24・42・57～61・98・107・115・116・117、 126、1034林班13～16・19、1035林班1～4・14・36・38・41、 42・44～46・49、1036林班1・4・22・26～28・32・40・42・44～ 47・49・53・54、1038林班62・63・64・66・68・73・74、1040林班5・11～18・20・21・23・24・26・27・28・29・30、1041林班2・3、 5・8・17・20・27・29・31・33・51～53、1042林班1・3～5、1043林班2～4、1044林班2・9・11～12・15・17・18・23～25、 28、1045林班21・24、1046林班5・6・17・29・33・36・45、1052林班2・3・5、1052林班3・5、1054林班3～10・13・14・17・22、 30・33・40・42、 1055林班1・2、1056林班2、1057林班1・2・4～8、1058林班4、 6、1059林班2～4・14・22・24、1060林班8・15・19・25・29・31～ 34・41・42、1061林班11・25・27、1062林班7・8・11～12、 19・25・26・31・32・43・45～47・50～52・54～56・58・59・61、 64～66・68・69・72・73・79、1063林班1・2、1064林班11、1065林班3・15、1066林班12、1067林班6・14・18・26・29、1067林班42・43・45、1068林班27・31・35・59・60・62・70・75・76、 78・80・82～85・88、1071林班1～5・13・17、1072林班5、1073林班6・7、1074林班1～5、1075林班3・8・9・12・16・18・19、 22・25、1076林班1・6・7・9・14・16・18～20・27、1077林班1～3、15・18・19・24、1078林班11・12、1079林班17・37・38、 1080林班8・9・26・27、1081林班2・5、1082林班1・12、1083林班3・6、1084林班24・25・27～30・32・34～40・44・43・48、 49、1085林班13・16・21・22・24、1086林班19・26・50・51、 62、1087林班1、1090林班4・15・22、1091林班14・21、1092林班1・15・50・55・62・66、1093林班2・10・19・25・32、1094林班6・16・18・22・58・61・65、1095林班14・22、1096林班2、 3、1096林班2・10・24、1097林班2・3・6・15・18、1098林班1・3、 25、1099林班7・9・17、1100林班13・14・17、1101林班6・21、 25、1102林班29・36、1104林班1・9、1105林班6・21、1106林班9・10、1107林班40・44・49、1109林班18、1110林班2、 3、1111林班4、1112林班1、1113林班3・16、1127林班7	(1142)	(木材生産機能)
		(盛岡市)		

市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
(盛岡市)	181林班2		0	山地災害防止・生活環境保全・保健文化機能
	86林班6, 87林班26, 88林班12, 92林班10, 94林班3, 101林班1, 102林班17, 18, 104林班1, 107林班4, 108林班3, 111林班7, 112林班1, 131林班6, 132林班6, 154林班4, 5, 18, 159林班3, 160林班1, 15, 161林班3, 225林班5, 234林班4, 24, 39, 235林班13, 242林班7, 1101林班43, 1107林班27, 1127林班9.		43	生活環境保全機能
		小計	2, 016	
矢巾町	1林班48, 52, 61, 65, 77, 82, 83, 84, 94, 96, 97, 98, 116, 117, 118, 120, 121, 122, 123, 154, 155, 3林班37, 40, 42, 48, 50, 52, 59, 64, 75, 4林班48, 49, 51, 52, 97, 113, 125, 142, 148, 9林班1, 15林班39, 75, 77, 79, 16林班4, 41, 44, 50, 91, 96, 17林班3, 4, 26, 32, 33, 34, 48, 70, 76, 81		26	水源かん養機能
	12林班30, 66, 14林班90		0	水源かん養機能
	2林班3, 18, 27, 46, 47, 55, 57, 67, 75, 92, 105, 108, 110, 114, 123, 142, 6林班17, 41, 12林班16, 30, 32, 35, 41, 47, 50, 58, 59, 67, 74, 13林班1, 10, 11, 14, 17, 26, 14林班25, 53, 55, 69, 80, 90		11	水源かん養・保健文化機能
	5林班113, 118, 120, 121, 123, 151		3	山地災害防止機能
	小計		41	
遠野市	5林班100, 6林班39, 103, 11林班54, 57, 58, 61, 72, 12林班34, 38, 40, 43, 44, 46, 47, 51, 54, 56, 57, 63, 65, 70, 73, 13林班1, 100林班1, 3, 4, 6, 9, 11, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 21, 27, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 63, 69, 101林班1, 3, 5, 6, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 29, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 56, 57, 58, 61, 62, 73, 76, 77, 102林班7, 8, 9, 10, 11, 15, 24, 27, 28, 35, 37, 111林班1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 37, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112林班1, 2, 4, 5, 6, 7, 9, 13, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112林班1, 2, 4, 5, 6, 7, 9, 13, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112林班1, 2, 4, 5, 6, 7, 9, 13, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112林班1, 117林班1, 149林班18, 25, 150林班1, 157林班8, 158林班3, 162林班13, 166林班49, 51, 55, 56, 58, 60, 63, 67, 68, 71, 76, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 191, 193, 195, 196, 203, 207, 208, 209, 210, 214, 216, 217, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 226, 227, 228, 232, 233, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 245, 246, 247, 248,		1, 651	水源かん養保全機能

市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
(盛岡市)	137林班45, 141林班11, 15, 143林班11, 12, 144林班1, 3, 4, 148林班3, 170林班26, 28, 36, 38, 41, 189林班1, 197林班32, 34, 35, 41, 42, 198林班7, 9, 199林班7, 19, 20, 201林班24, 211林班22, 32, 39, 215林班4, 218林班3, 220林班2, 223林班12, 226林班4, 7, 237林班2, 238林班37, 329林班		88	水源かん養・生活環境保全機能
	22, 352林班40, 353林班31, 354林班7, 26, 358林班13, 15, 370林班11, 371林班11, 26, 374林班7, 378林班15, 27, 28, 32, 35, 37, 40, 379林班2, 6, 14, 16, 381林班26, 28, 36, 52, 65, 382林班1, 4, 6, 8, 383林班2, 18, 20, 32, 72, 78, 84, 89, 138, 142, 1010林班35, 78, 1012林班4, 6, 1013林班7, 4044林班3, 1015林班3, 1118林班15, 1125林班10		7	水源かん養・生活環境保全・保健文化機能
	135林班23, 24, 181林班3, 377林班4, 34, 36, 39, 41, 1017林班8, 29, 35		21	水源かん養・山地災害防止機能
	209林班2, 337林班34, 350林班7, 352林班36, 384林班2, 4, 6, 385林班5, 6, 1012林班7, 32, 33, 1070林班16, 1125林班2		21	水源かん養・山地災害防止・生活環境保全機能
	209林班1, 332林班17, 337林班1, 346林班4, 372林班17, 384林班1, 385林班2, 1011林班1, 2, 4, 1015林班1, 1070林班23, 1125林班4		169	山地災害防止機能
	88林班8, 147林班9, 152林班17, 19, 21, 183林班34, 44, 195林班6, 8, 196林班6, 197林班12, 17, 198林班1, 202林班1, 2, 203林班1, 204林班3, 4, 6, 205林班1, 16, 206林班14, 15, 18, 19, 207林班1, 3, 14, 208林班2, 3, 14, 210林班1, 12, 13, 27, 211林班4, 216林班1, 4, 217林班14, 15, 219林班20, 220林班12, 31, 33, 221林班5, 7, 14, 17, 20, 332林班15, 333林班33, 35, 37, 39, 48, 69, 72, 73, 336林班23, 27, 337林班11, 338林班1, 345林班3, 7, 346林班1, 2, 352林班15, 29, 35, 48, 49, 55, 59, 76, 80, 94, 101, 106, 109, 110, 140, 175, 184, 372林班18, 26, 30, 374林班2, 6, 376林班34, 384林班5, 10, 385林班4, 7, 10, 13, 16, 47, 386林班26, 1001林班3, 1003林班11, 12, 15, 17, 1009林班12, 13, 1013林班10, 25, 1020林班21, 80, 1022林班35, 90, 1023林班17, 1025林班4, 1031林班30, 31, 1036林班30, 1038林班13, 89, 92, 93, 1061林班3, 4, 8, 1068林班10, 12, 18, 24, 1070林班11, 17, 1118林班13, 1125林班20		5	山地災害防止・保健文化機能
	1021林班14, 17, 24, 29, 37, 39, 57		96	山地災害防止・生活環境保全機能
	124林班4, 125林班8, 128林班1, 136林班9, 147林班7, 183林班45, 192林班4, 18, 193林班6, 195林班2, 3, 9, 196林班1, 3, 5, 8, 197林班18, 29, 198林班4, 201林班27, 205林班2, 11, 21, 206林班12, 16, 210林班3, 4, 10, 20, 44, 217林班2, 4, 6, 218林班12, 15, 16, 221林班22, 23, 224林班21, 230林班40, 41, 328林班21, 329林班17, 28, 332林班10, 13, 333林班31, 44, 334林班4, 5, 7, 11, 19, 336林班13, 19, 25, 337林班19, 26, 338林班2, 351林班61, 352林班4, 30, 70, 93, 100, 108, 148, 234, 372林班3, 21, 33, 375林班22, 386林班1, 1013林班3, 1016林班15, 1070林班2, 7, 19, 1121林班22, 1125林班15, 1126林班5			

市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
(遠野市)		167林班81・82・123・137・168林班104, 169林班2・66・67・98・100・102・103・106・113・116・117・121・128・129・130・131・135・136・139・140・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・165・166・167・176・179・183・184・185・186・187・192・198・199・201・202・203・205・170林班20・24・31・32・35, 171林班2・3・4・6・9・10・14・18, 172林班1, 173林班3・5・7・9・11・16・18・24, 178林班1・4・8, 180林班1, 189林班12, 194林班1・2・5・6, 195林班3・11・16, 196林班3・9・11・25, 198林班34, 199林班28, 200林班13, 203林班36・42, 204林班4・6・7・8・12・20・23, 205林班3・4・8・12・15, 206林班1・10・11・20, 208林班1・3・10・12・16・19・26, 209林班1・3・6, 221林班4・5・6・7・11・15, 222林班4・9・11・13, 223林班5・7・14, 224林班2・3・6, 225林班1・2, 228林班4, 239林班1・3・8・11・12・14・16・19・20・22・25・27・29・33・35・44・46・54・56・58・60・62・66, 240林班2・20・24・25・85・87・99・101・105・111・113・120・122・124・133・134・139・141・144・146・149・169・172・175・177・179・180, 242林班1・41・44・47・49・52・60・66・71・88・89・93・116・117・120・121, 244林班4・9・32, 246林班88・93・93・116・117・120・121, 244林班4・9・32, 246林班28・29・31・33・38・42・44・45・50・51, 1008林班1・2・4, 1009林班1・2・4・5・9・11・12・15・17, 1010林班1・2・3・4・18・23・28・29・32・33・34・35・36・39, 1011林班1・2・3・5・6・7・10・12・14, 1018林班35, 1021林班33・34, 1022林班3・4, 1023林班6・28, 1025林班30, 1057林班1, 1058林班2, 1101林班1, 1102林班1, 1103林班3・4・5, 1105林班4, 1107林班1・2・3, 1108林班2, 1117林班31, 1118林班15	(1651)	水源かん養保安林
(遠野市)		65林班15, 73林班7・8, 216林班30, 259林班1, 266林班1, 267林班4・12, 270林班5, 1003林班3, 1094林班7, 1095林班43, 1103林班26・27・29	22	土砂崩壊防備保安林
(遠野市)		29林班25・27, 35林班20, 117林班10, 135林班21, 203林班44, 243林班47, 267林班8・13, 270林班12, 1061林班1, 1093林班18, 1117林班61・64	33	土砂流出防備保安林
(遠野市)		233林班13	1	風致保安林
		96林班15・16・18・22・23	5	干雪防備保安林・保健保安林
		16林班38, 19林班4, 24林班19, 27林班40・43, 28林班16, 98林班11, 104林班23, 105林班26, 114林班15・17・61, 115林班22・23, 117林班11, 130林班17, 135林班14・21, 137林班27・28・40, 138林班8・12, 140林班29・42, 146林班1・23・27, 147林班22, 148林班3, 149林班1・2・3, 151林班1, 152林班28・52・53・55・63・81・84, 158林班12・13, 161林班7・9, 163林班45・50・53・55・56・58, 164林班1・3・13・43・44・45・49・50・53・54・55・56・57・58・63・65・66・72・73・74・86・91・92, 165林班1・2・3・5・6・9・21・46・49・50・72, 167林班13・21・118・154, 168林班34・36・41・46・48・71・78・82・88・89・90・92・94・95・98・99, 171林班88, 216林班27, 217林班1, 232林班15	113	水源かん養機能

市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
(遠野市)		1003林班1・2・4・5・6・7・9・12・13・17・22・29・30・31・33・34・37, 1004林班2・3・8・11・12・13・30・36・38・40・44・46・47・49・50・55・57・58・63・64・68・72・76, 1006林班1・2・4・5・6・8・13・17・23・24・26・27・28・30・31・32・34・39・40・46・49・55・58・59・60・64・66・67・68・70・71, 1007林班5・6・9・12・15・18・22・23・25・26・28・29・30・31・32・33・35・36・37・38・39・40・41・43・47・48・49・50・62・66, 1008林班10・13・18・19・20・22・24, 1011林班28・30・32・1018林班10・11・29・1021林班15, 16・1023林班4, 1025林班73・76, 1026林班10・11・12・14・16・17・18・19・20・22・31・36・40・41・47・58・59・62, 1027林班4・5・77・78・79・80・81・82・83・85・86・88・89・90・96・106, 1028林班8, 1053林班13・48, 1087林班16・24, 1091林班3・6・7・12・13・17・29・30・31・32・37・39・53・55・56・57・1092林班8・9・11, 1093林班1・2・5・10・14・16・22・24・28・30・36・37, 1094林班1・2・10・19・30・31・59・66, 1095林班8・9・11・20・25・30, 1101林班18・20・21・24, 1103林班18・22・23・24, 1105林班6・9・14・16, 1117林班5・10・11・12・13・15・16・20・22・39・40・42・43・48, 1118林班2・33, 1119林班19, 1120林班9・11・12・13・16・21, 1121林班10・12・15・17・18, 1122林班1・2・3・5・33・35・37・45	(113)	水源かん養機能
(遠野市)		18林班22, 21林班20・41, 24林班24, 26林班9, 27林班11・15, 28林班1・10・22・24・25・31・34, 98林班3・11・14・15・16, 99林班1, 103林班35・39, 104林班1・3・4・7・14・29・31・32, 105林班4・7・15・17・26・43・49, 109林班2・18, 110林班22, 114林班71・80, 115林班24, 118林班28, 128林班4, 129林班19・20, 130林班7・16・20・21・26・27・29・31・32・33・34・39・41, 136林班15・23, 137林班1, 139林班1・5・19・22・27・33・35, 151林班1・3・11・43, 152林班18・21・22・24・49・71・85, 154林班4・11・13・19, 155林班1・3・4, 156林班34, 159林班6・9・11・14・15・16・18・21・22・26・32・34・36・40・44・48・49, 160林班7・13・21・24・25・28・29・31, 161林班5・9・13・14・15・26・27, 162林班6・19・31・33, 163林班2, 164林班2・7・8・9・18・19・20・22・23・24・31・32・33・34・35・36・37・39・40・41・42・64, 165林班19・21・22・32・34・52・53・59, 168林班24, 169林班63, 171林班4・20・27・28・34・44, 216林班13・14・15・17・18・30, 217林班3, 228林班11	89	山地災害防止機能
		1004林班74, 1026林班21, 1028林班6・31, 1093林班39, 230林班51, 1001林班4・5・8・9, 1002林班4・5・24・25・29・32・35・36・38・94・97・98・99・100・114・133・144・142・143・144・145・147・148・152, 1006林班67・68・78, 1007林班57・1011林班33, 1026林班37・42・43・44・45・57・1027林班3・13・14・15・16・17・24・27・31・32・33・36・65・66・74・107, 1028林班1・11・20・22・26・28・48, 1086林班11, 1094林班22・54・69, 1118林班2・7・9・19・20・21・22・24, 1119林班8, 1122林班46, 1122林班24	3	生活環境保全機能



市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
(遠野市)		1002林班4・7・11・42・46・47・48・49・54・65・161、1004林班45、1006林班9・41、1008林班21、1018林班9・32、1023林班20、1026林班25・32、1028林班8・34・37、1093林班20・27・38、1095林班7・10・15、1103林班23、1118林班1・29・30・31・32、1119林班8・12、1122林班17	(391)	水源かん養・山地災害防止機能
		1004林班20・21・24、1053林班23、1086林班1、1087林班10・16、1094林班20・42、1108林班8	3	水源かん養・生活環境保全機能
(遠野市)		216林班16・19・23、218林班1、226林班3・5・14、229林班8・24	1	山地災害防止・生活環境保全機能
		1002林班34・93・131・132、1027林班15、1028林班8、1094林班60、1118林班13		
(遠野市)		217林班8・22・26、218林班1、220林班11・19・21・23、226林班14、227林班6、228林班10	62	水源かん養・山地災害防止・生活環境保全機能
		1053林班1、1054林班15・58・60・79・56、1094林班56、1103林班28・31、1108林班3・4・9・12・13・16・24		
(遠野市)		166林班54・81・88・89・90・91・92、173林班1・44・55・62・64・65	5	保健文化機能
		173林班56	1	生活環境保全・保健文化機能
		小計	2,381	

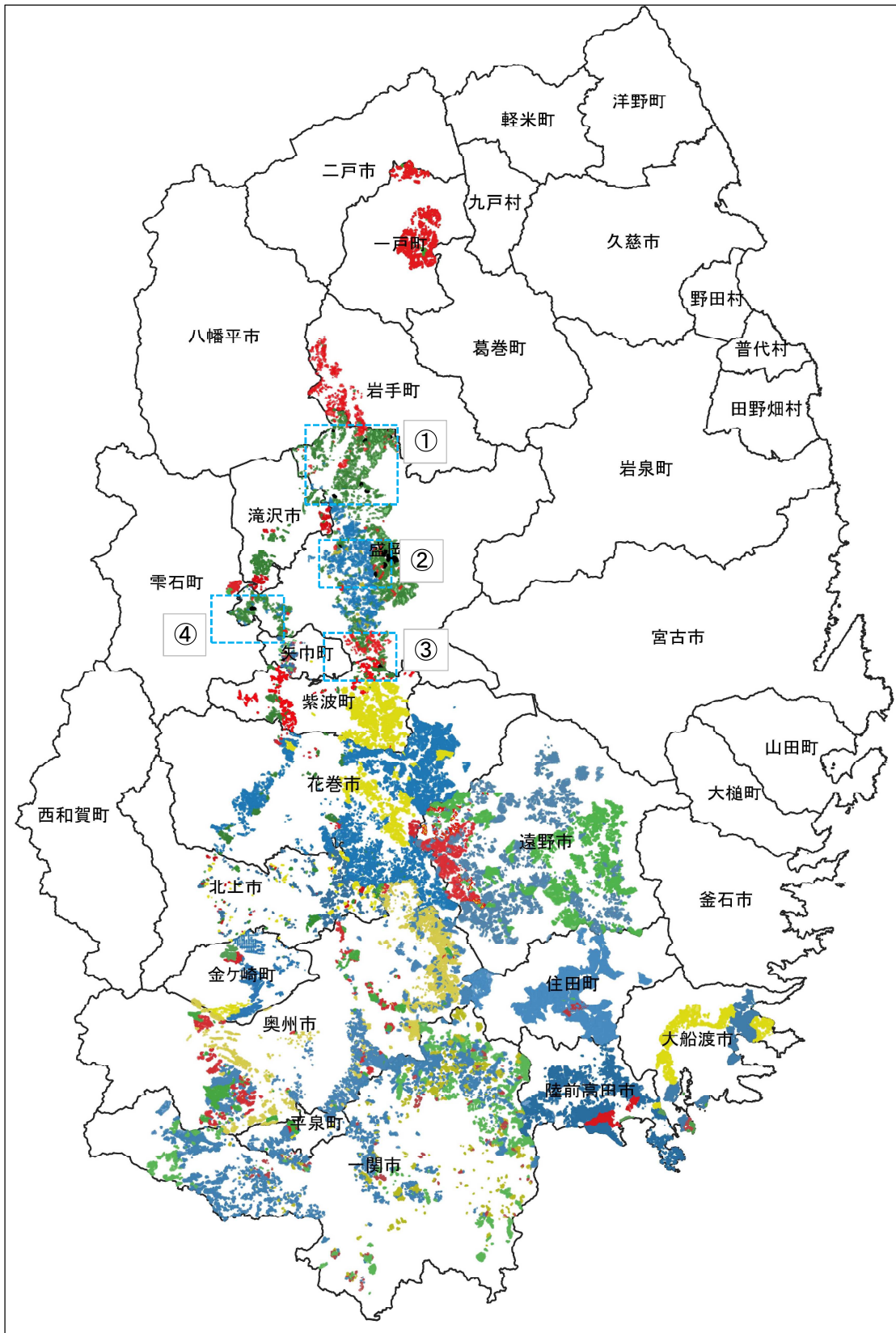
市町村	区	域	面積(ha)	保全目的
(遠野市)		16林班7・24・27・28、17林班6・17、18林班17・22・50、19林班3・4・8・10・13・26・29・30・31、20林班12・22、21林班7・9・35・41・44・47・48、22林班4・18・27、23林班12・13・16・25、24林班7・10・11・12・13・14・15・17・21・27・28・30・32・33・34・37・38・41、25林班3・5・7・10・12・14・16・19・20・22・23・25、26林班1・2・5・7・9・10・11・12・16・23・26、27林班8・16・18・19、22・23・24・33・34・35・39・40、28林班5・8・10・15・16、98林班11・12・16・23・24・34、104林班5・22・28・29・30、105林班8・15・16・20・21・22・23・29・34・35、107林班7・16・17・19・20・30・32、108林班6・22・26、109林班4・11・16・18・22、110林班10・23・26・30・33・35・36・39・40・41・43・46・47・48、113林班15・24・29・47、114林班3・16・20・21・22・23・27・28・29・30・34・35・36・38・39・41・42・43・44・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・62・63・64・65・66・67・69・70・72・73・75・76・77・78・79・81・82・83・85・86・87・88・89・90・91・92・93、115林班2・3・4・5・14・15・16・17・18、117林班3・5、118林班28・29、128林班2・3・4・7・11・12・17、129林班3・11・12・13・16・17・18、130林班5・6・7・10・15・18・19・24・25・30・32・35・36・38・43・44、135林班1・2・15・19・21・22、136林班8・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・31、137林班6・9・10・11・20、138林班1・17・22・24、139林班11・18・28・29・30・31・33・35・39・42・43、140林班2・7・10・27、146林班11・18・26、147林班3・4・13・19、148林班1・8、150林班7・8・10・24・33、151林班6・10・21、152林班1・5・18・19・20・25・26・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・46・47・48・49・50・51・54・55・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84、153林班13・14・20・36、154林班18、155林班6・14・24、156林班4・13・16・34・41、157林班1・2、158林班8・13・15・21・24・27・28・39・44、161林班15・16・17・19・22・28・32、162林班12・13・39・45・49、163林班1・3・9・14・15・22・23・26・28・29・30・34・36・54、164林班5・6・8・9・11・12・17・18・30・77・78・79・80、165林班5・9・12・16・21・22・26・31・38・42・43・44・46・52・53・54・55・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・73・74・75、168林班141・142・151、169林班7・98、171林班55、217林班3・4・5・17、218林班5、219林班1・21、220林班20、221林班26、222林班9、224林班6、226林班8・19・21、232林班9・12・14	391	水源かん養・山地災害防止機能

(2)被害拡大防止森林の区域等

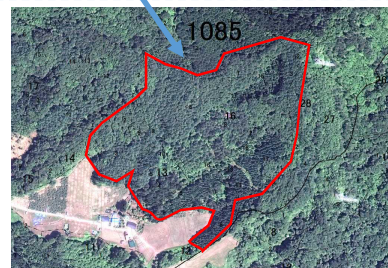
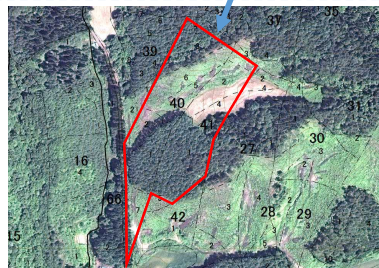
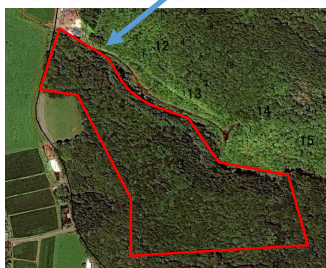
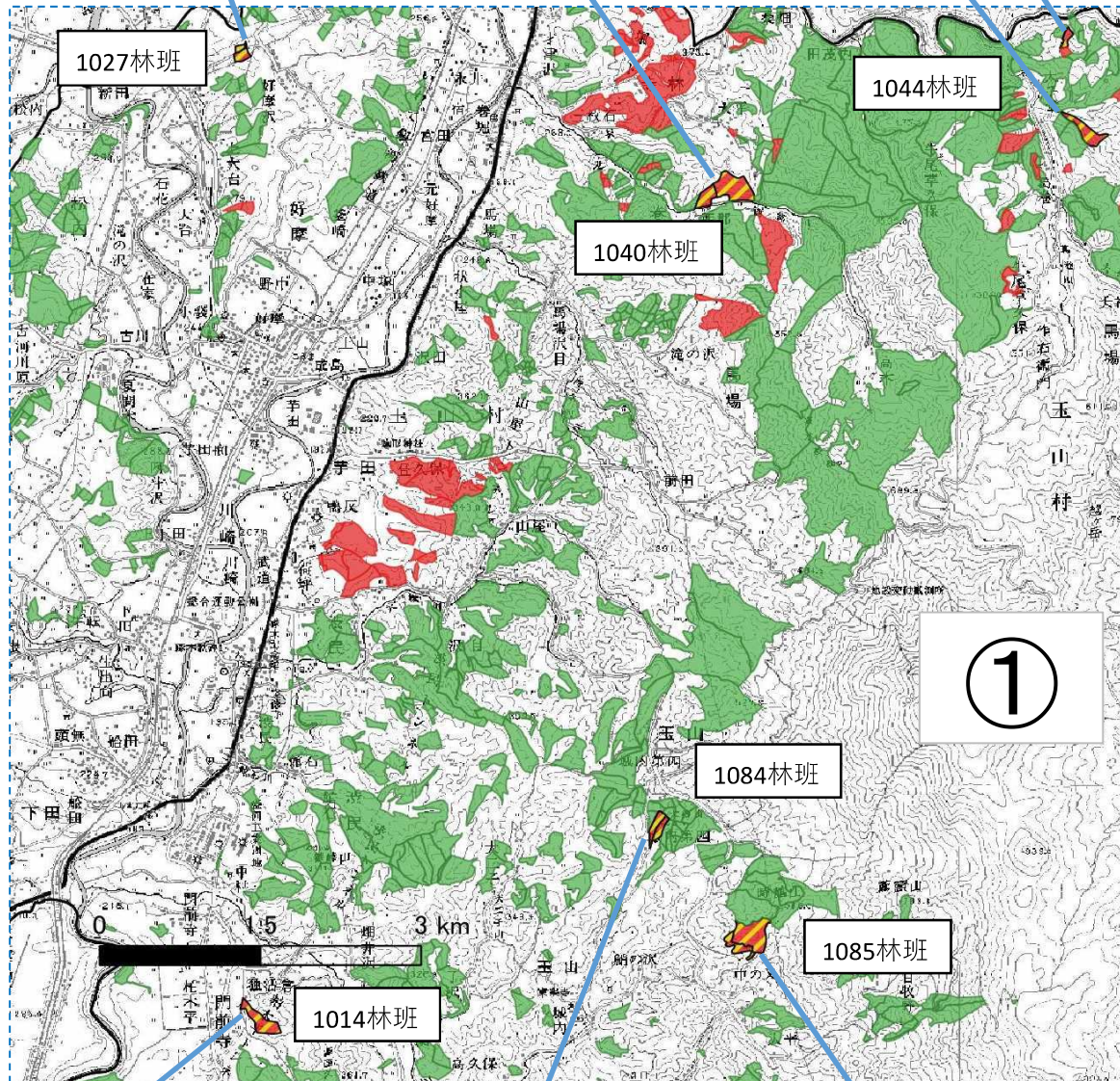
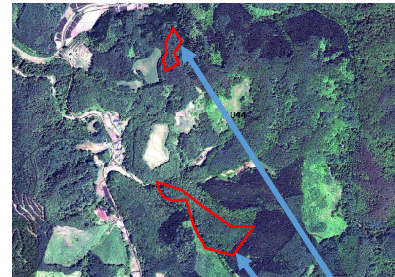
市町村	区	域	面積(ha)	
盛岡市		84林班2.88林班14.90林班2.94林班3.40林班5.6.102林班10.16.19.26.105林班1.108林班3.109林班1.3.131林班3.16.11.132林班7.15.18.19.143林班11.154林班12.155林班1.2.158林班1.2.159林班3.33.190林班2.207林班15.209林班3.225林班1.2.4.7.10.13.15.16.18.20~21.234林班27.235林班2.25.333林班45.344林班4.6.10.12.346林班3.5.347林班17.19.20.22~25.348林班32.349林班2.3.9.13.15.29~32.34.43.350林班19.22.351林班30.51.62.81.91.106.352林班16.23.52.56.64.65.67.74.75.115.122~125.127.128.130.132.145.158.162.163.179.183.199.202.214.219.220.222.224.227.229~233.237.238.353林班12.38.44.46.47.57.356林班4.7.9.16.21.22.25.18.25~28.31.33.39.41.46.47.57.356林班4.7.9.16.21.22.31.357林班8.9.25.28.29.36.358林班34.359林班2.37.370林班14.18.19.371林班1.9.36.372林班38.55.56.374林班1.6.7.375林班2.12.376林班2.4.5.35.377林班2.15~19.22~24.26~33.46.47.381林班27.385林班1.26.27.1002林班7.9.10.12.20.23.30~32.37.42.47.71.74.76~78.95.107.109.1003林班19.20~22.1014林班3.1020林班45~49.65.109.127.158.212.239.243.244.322~324.358.1027林班17.44.1028林班15.16.1033林班41.56.62.67.68.70.79.1034林班1.2.4.11.1035林班30.32.54.1036林班50~52.60.61.1037林班1.1038林班4.6.12.27~28.34.38~40.43~45.48.49.52.75.77.81.82.1039林班1.1040林班1.19.28.29.1041林班4.12.22.26.1044林班2.8.18.19.1045林班3.30.1046林班19.38.39.46.1054林班1~2.8.12.31.41.1055林班8.9.1057林班3.1058林班2.1059林班8.13.1060林班26.27.37.40.1062林班6.81.1068林班23.1084林班40.41.1085林班13.16.1108林班10.1113林班18.1118林班7.20.1127林班6	355	
		矢巾町	1林班8.17.18.20.22.24.25.33~35.53.60.63.66.68.74.77.82.83.84.88.89.94.96.97.98.107.113.115.116.117.118.121.124.126.137.138.145.147~149.151.152.155.2林班2.4.6~8.14.25~27.50.56.69.70.76.90.97.98.104.106.114.116~122.123.124.125.3林班2.5~8.26~28.35.36.88.91.98.99.4林班42.53.59.67.68.70.81.82.89.111.112.117.119.132.147.207.5林班12~17.19~29.31.33.34.38.40.44.59.60.64.68~70.80.96~98.102.104.106.111.113~117.119.132.135.192.195~197.9林班3.16~20.34.12林班45.50.56.58.74.15林班3.10.11.14.26.46.47.50.56~58.67.16林班57.17林班32.76	44

市町村	区	域	面積(ha)
遠野市		1001林班4.5.8.9.1002林班5.11.24.25.29.32.34~36.38.42.46~49.54.65.93.94.97~100.114.131~133.141~145.147.148.152.161.1003林班1.2.4.6.7.9.17.22.29~31.33.34.37.1004林班2.3.8.11~13.30.36.38.40.44~47.49.50.57.58.63.64.68.72.74.76.1007林班5.6.9.12.15.18.22.23.25.26.28~33.35~41.43.47~50.57.62.66.1008林班10.12.24.1011林班33.1018林班9.29.32.1021林班15.16.1025林班73.76.1026林班10.12.14.16~22.25.31.32.36.37.40~44.47.57~59.62.1027林班3~5.13~17.24.27.31~33.65.66.74.77~83.85.86.88~90.96.106.107.1028林班1.6.8.11.20.22.26.28.31.34.37.38.48.1029林班1~7.9.14.16.1030林班1~6.1031林班1~8.1032林班1~5.8.56.1033林班1~6.8~23.1034林班2.5.7.8.10.11.12.22.1035林班1.2.3.6.7.9.10.11.13.15.16.17.18.19.21.25.30.31.33.38.39.40.41.43.46.1036林班1.2.3.8.11.15.16.1037林班11.13.14.18.19.23.25.28.30.34.1038林班1.2.6~8.10.13.20.21.1039林班1.2.1040林班1.16.33.37.39.1041林班17.30.1042林班23.29.46.47.48.1044林班1.14.25.32.1045林班3.14.23.29.31.37.1046林班6.1047林班1.2.4.16.22.27.29.32.37.45.50.1048林班4~7.12.13.1049林班2.3.6.14.23.25.27.28.30.31.33.36.38.1050林班1~4.6~8.10.11.13~16.23.29~33.35.42.1051林班6.9.10.18~22.25.27~29.34.37.39.40.44~46.49.50.53.54.1052林班26.27.34.42.46.47.48.49.51.67.69.70.1077林班6.10.1078林班2.3.5.6.9~13.15.16.18.20~23.25.27~29.32.38.39.42.1079林班7.9.10.11.12.18.20.1080林班1~8.10~16.18.19.1081林班1.3.4.5.12.15.1082林班1~37.1083林班1~16.1084林班1.2.1085林班1~18.1086林班1.11.10.16.24.1087林班10.16.1088林班1.1089林班3.14.15.22.23.27.28.31.32.35.1091林班3.6.7.12.13.17.29~32.37.39.53.55~57.1092林班8.9.1093林班1.2.5.10.14.16.20.22.27.28.30.36~39.1094林班1.2.10.19.20.30.32.42.54.56.59.60.66.69.1095林班7~10.11.15.20.25.30.1117林班5.10~13.15.16.20.22.39.40.42.43.48.1118林班1.2.7.9.13.19~22.24.29~33.1119林班2.3.6.8.12.15.16.19.1120林班2~4.6.9.11~13.16.21.23.25.1121林班8.10.11.12.14.15.16.17.18.1122林班1~3.5.11.15.17.19~21.24.26.27.33.35.37.44.45.46.1123林班1.2.5.7.13~16.23~26.1124林班1.7.9.10.11	1,681

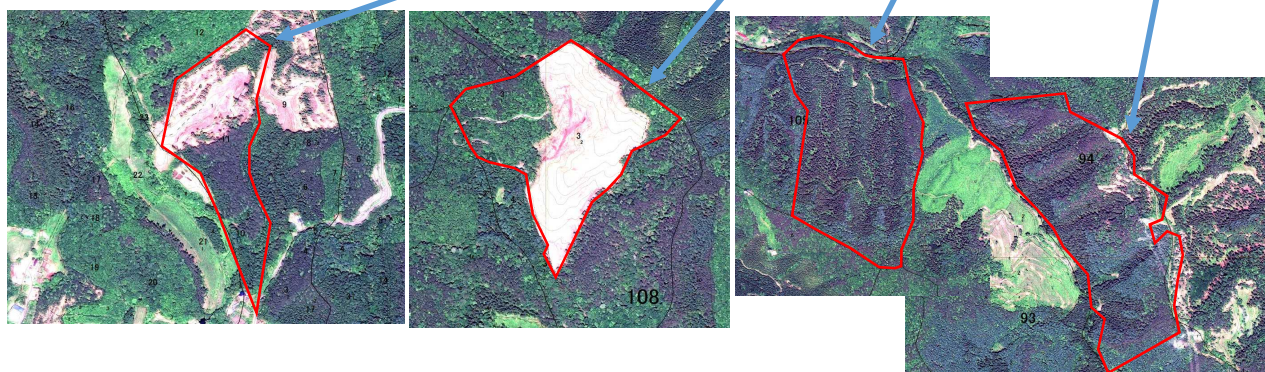
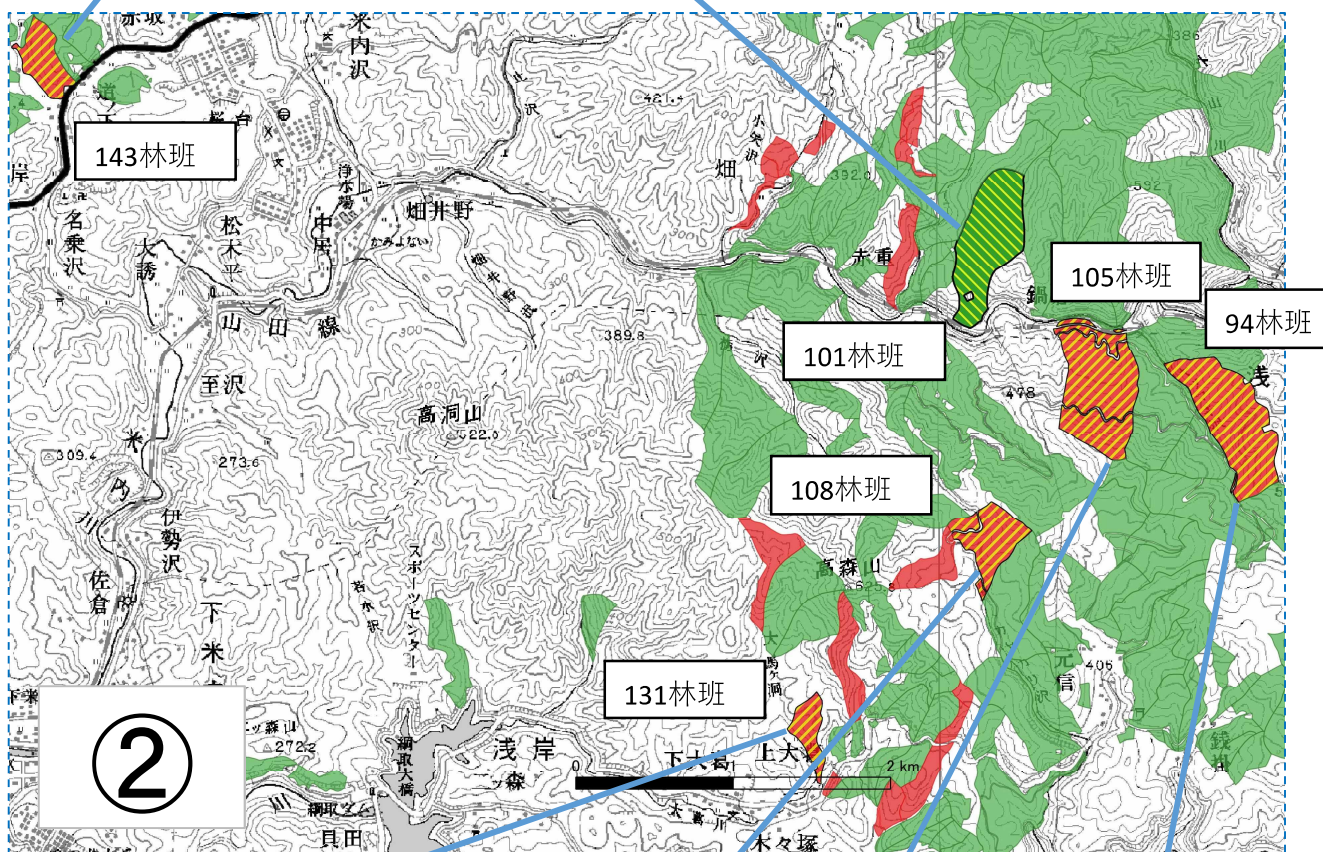
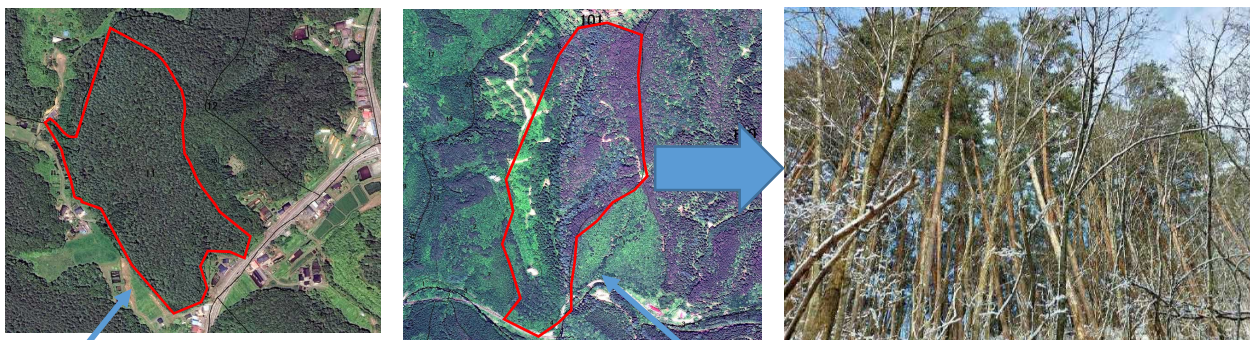
岩手県の高度公益機能森林等の区域図



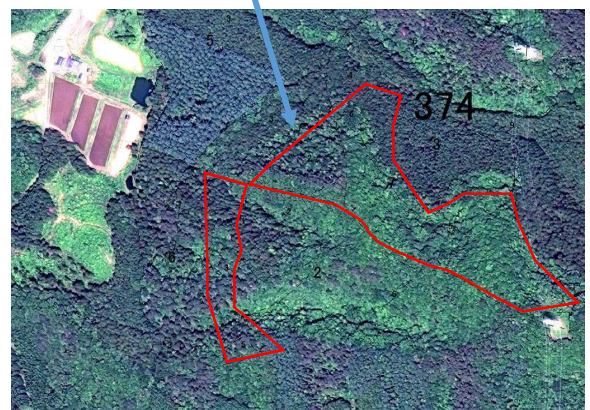
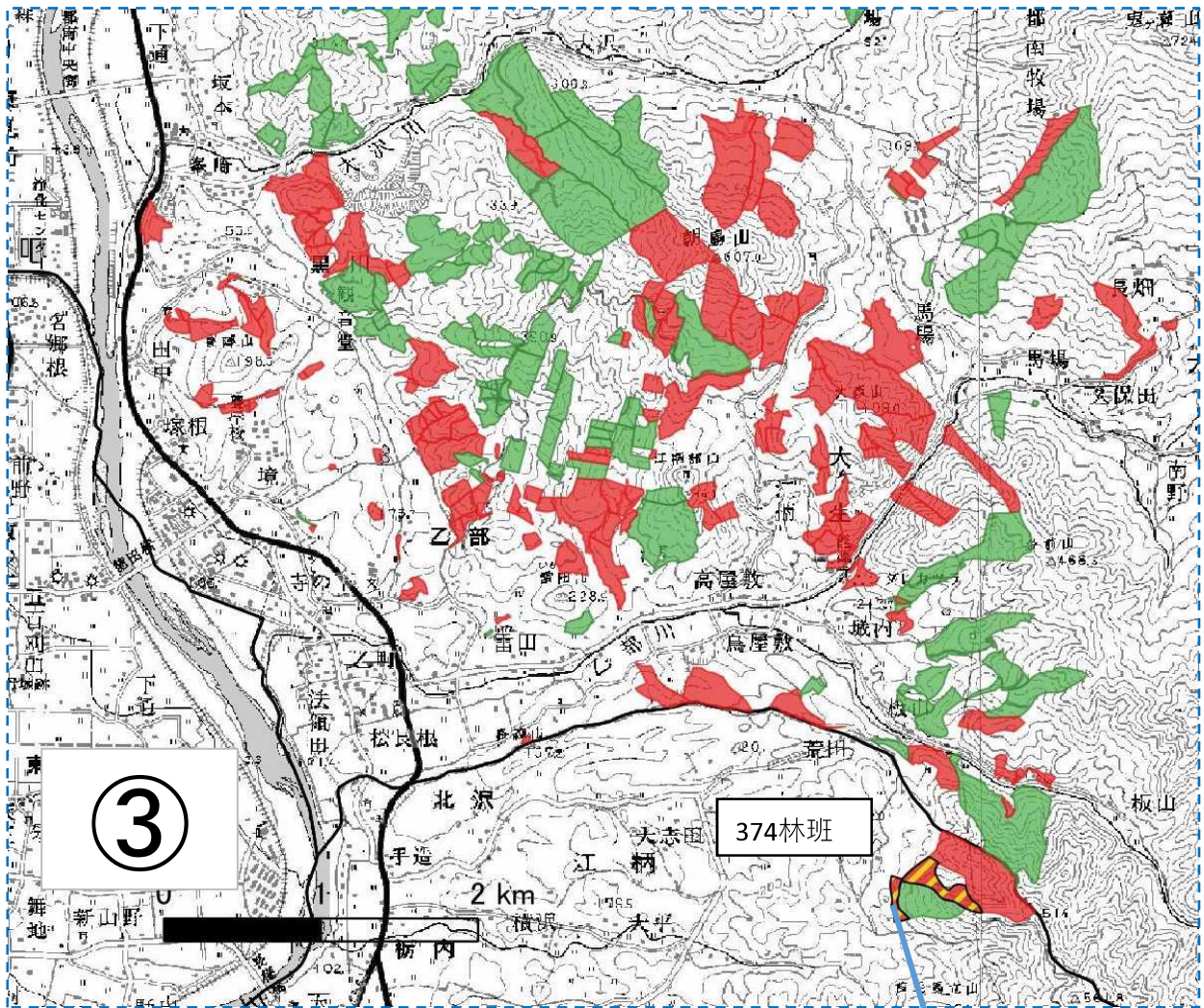
内容	凡例
高度公益機能森林	緑色
被害拡大防止森林	赤色
地区保全森林（参考）	青色
地区被害拡大防止森林（参考）	黄色






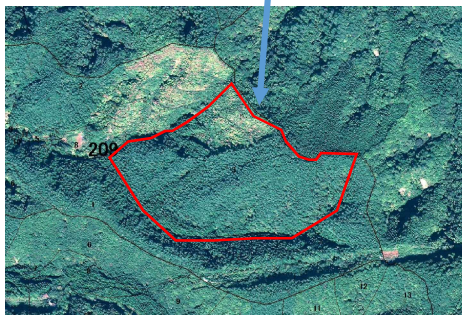
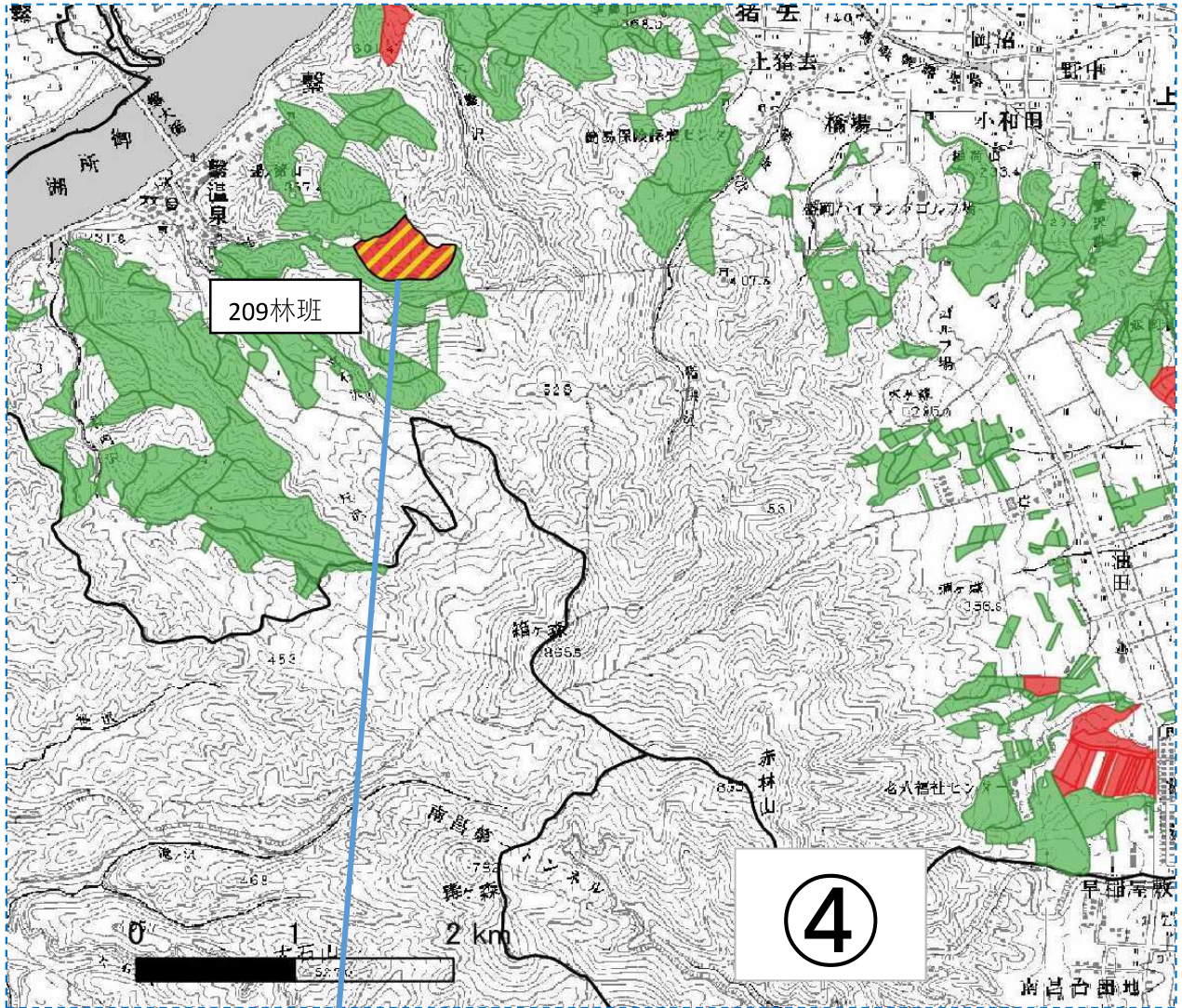
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		1014、1027、1040、1044、1084、1085






内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林から高度公益機能森林に変更		101
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		94,105,108,131,143

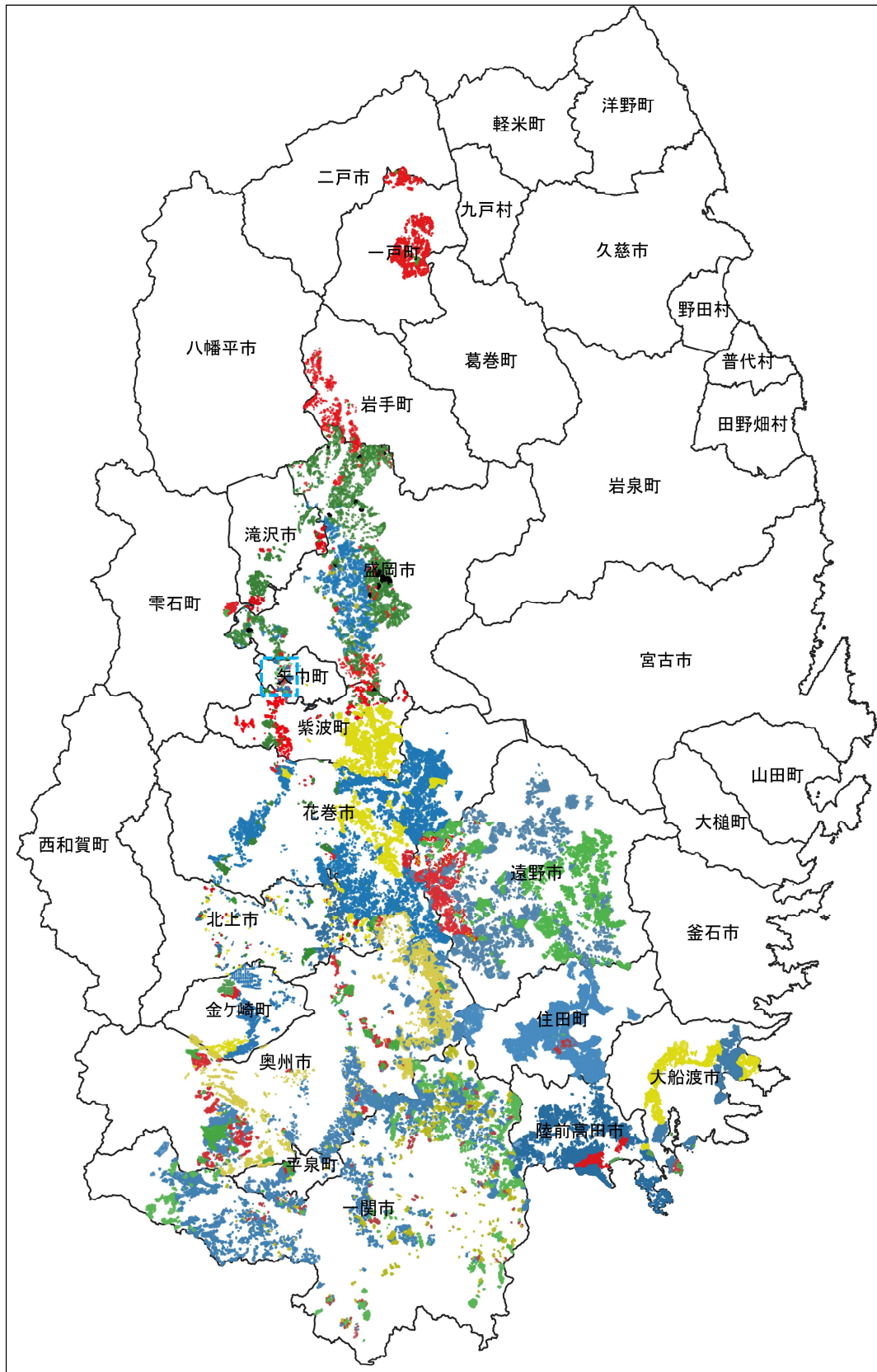


内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		374



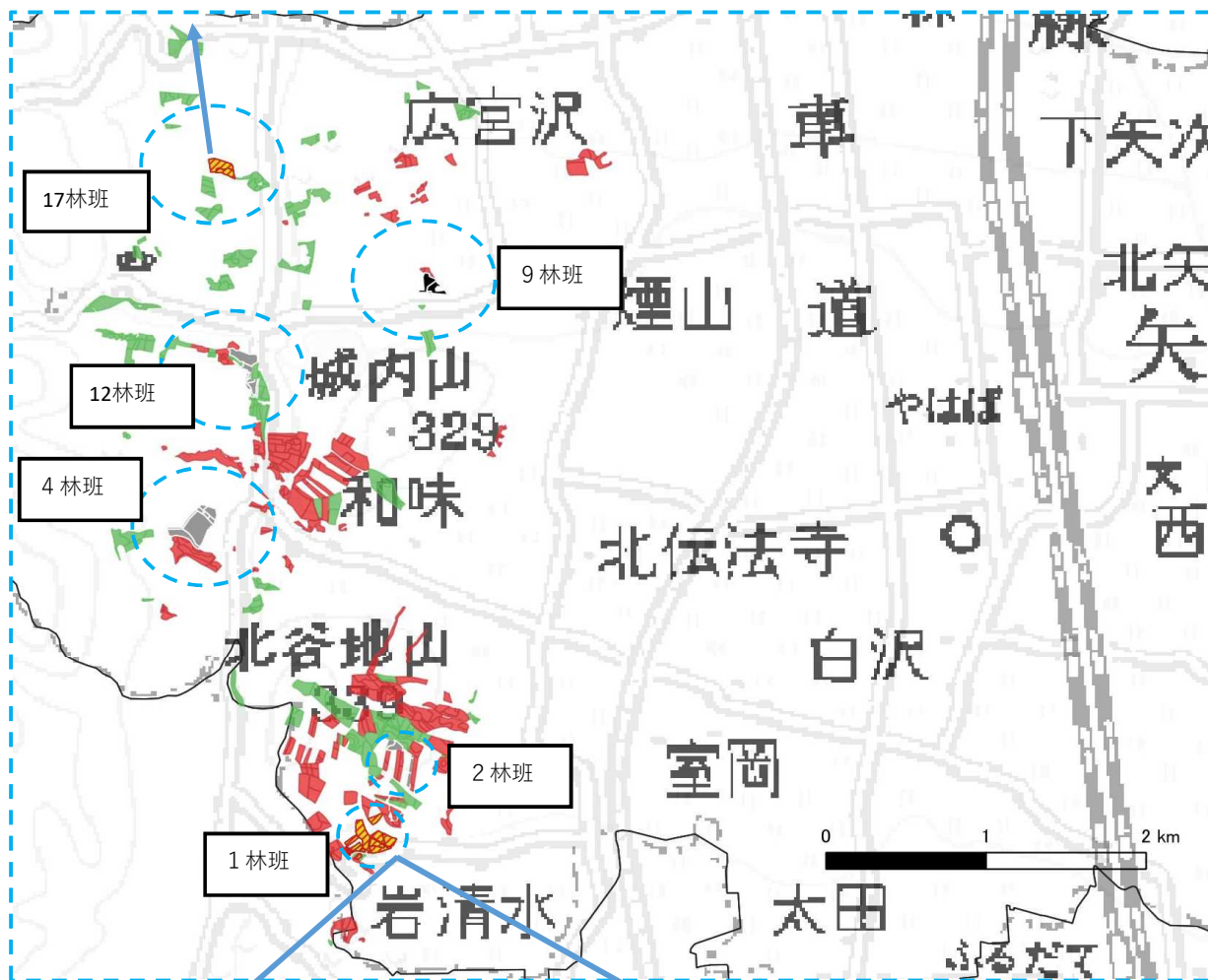
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		209

岩手県の高度公益機能森林等の区域図



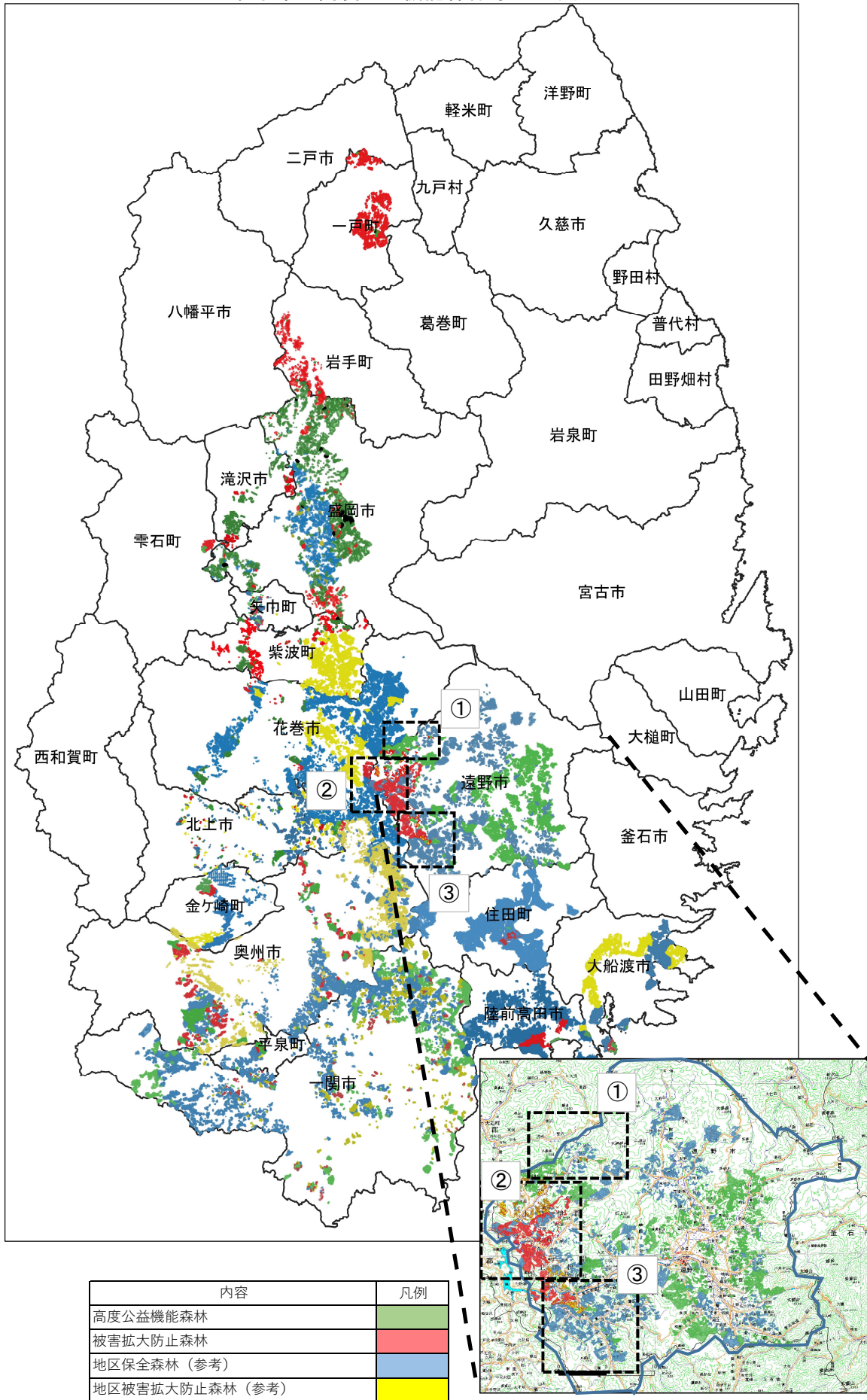
内容	凡例
高度公益機能森林	緑色
被害拡大防止森林	赤色
地区保全森林（参考）	青色
地区被害拡大防止森林（参考）	黄色



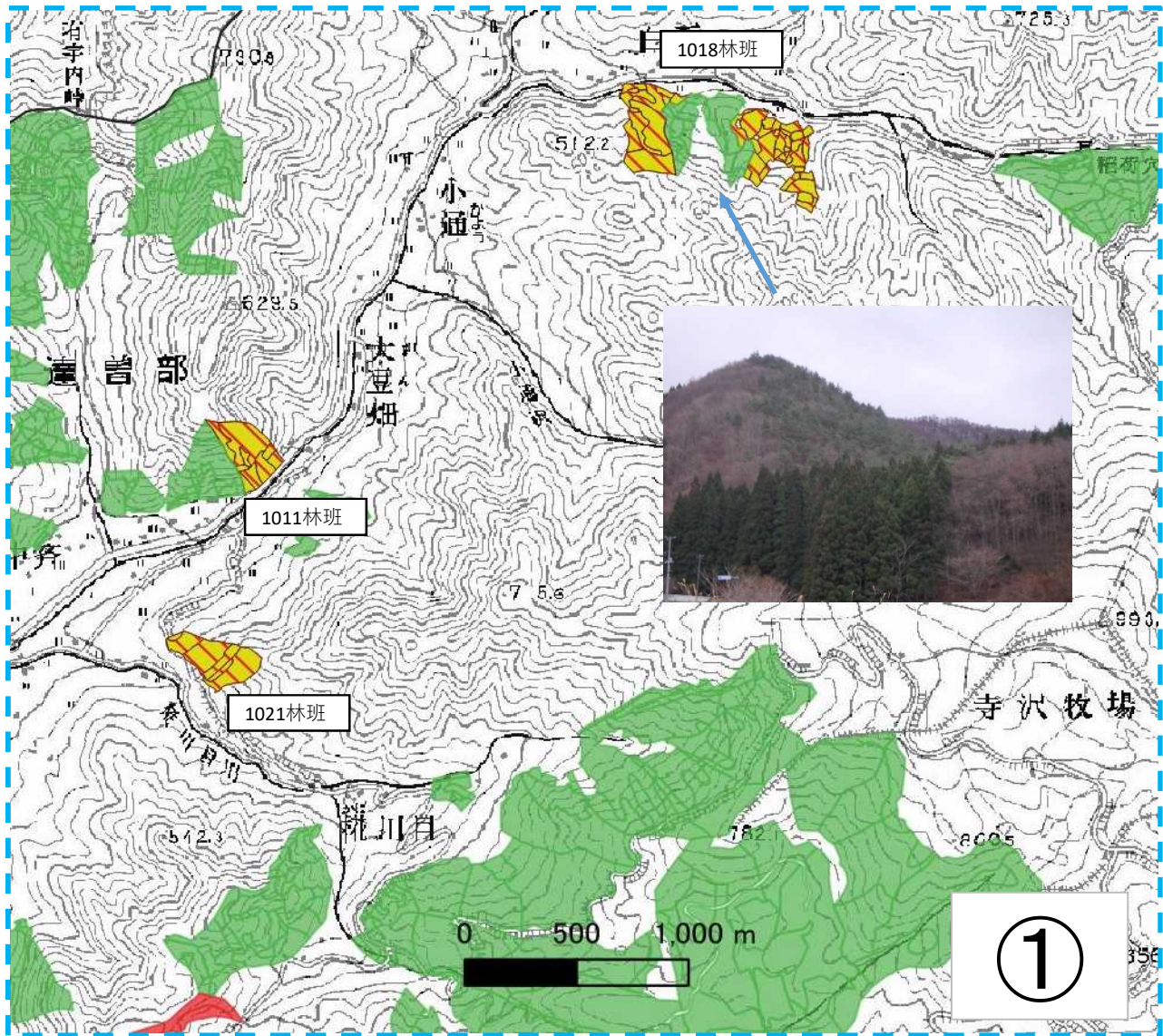





内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
高度公益機能森林の削除（現況が松林でなくなったことによるもの）		9
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		1,17
被害拡大防止森林の削除（現況が松林ではなくなったことによるもの）		2,4,12

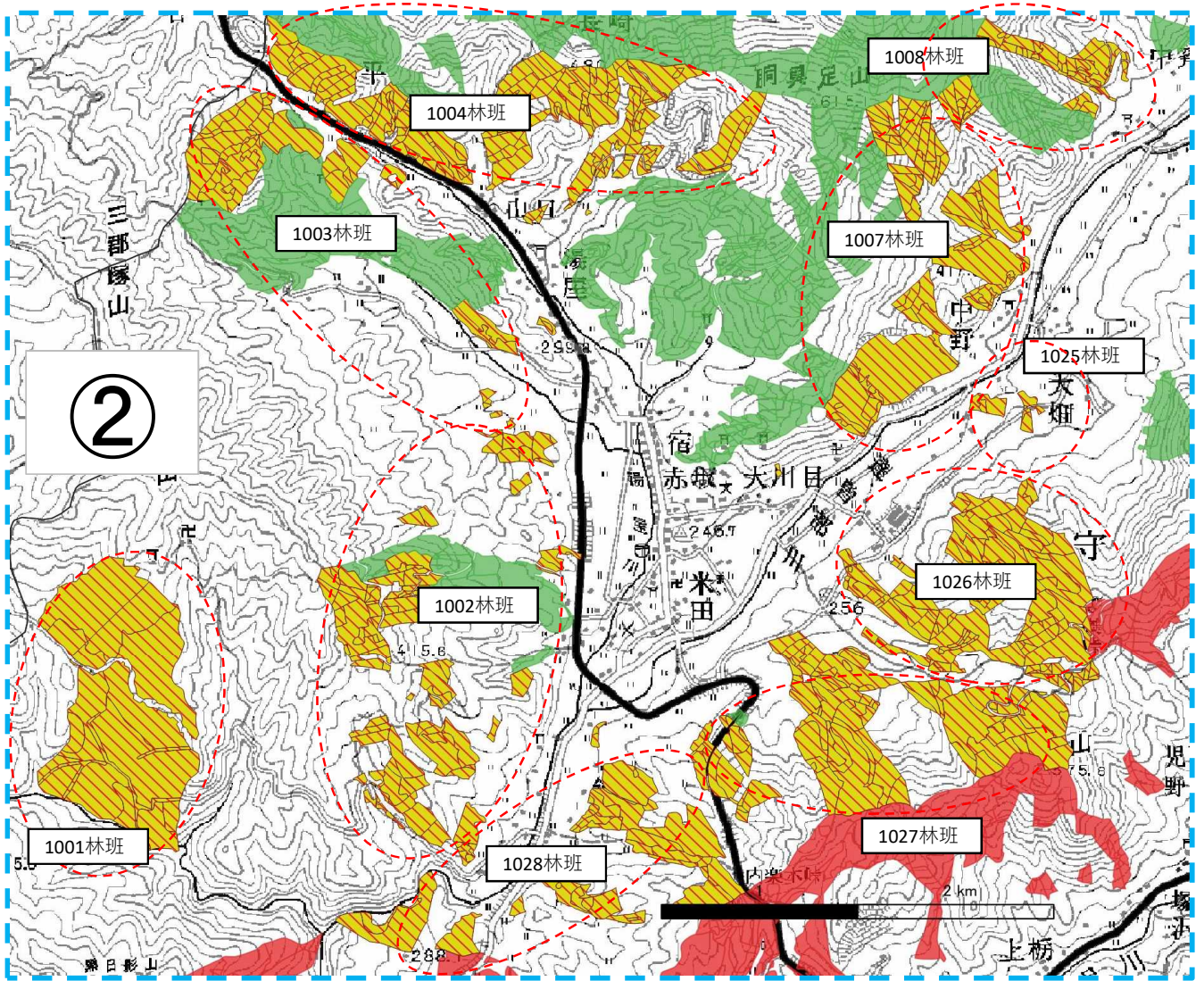
岩手県の高度公益機能森林等の区域図






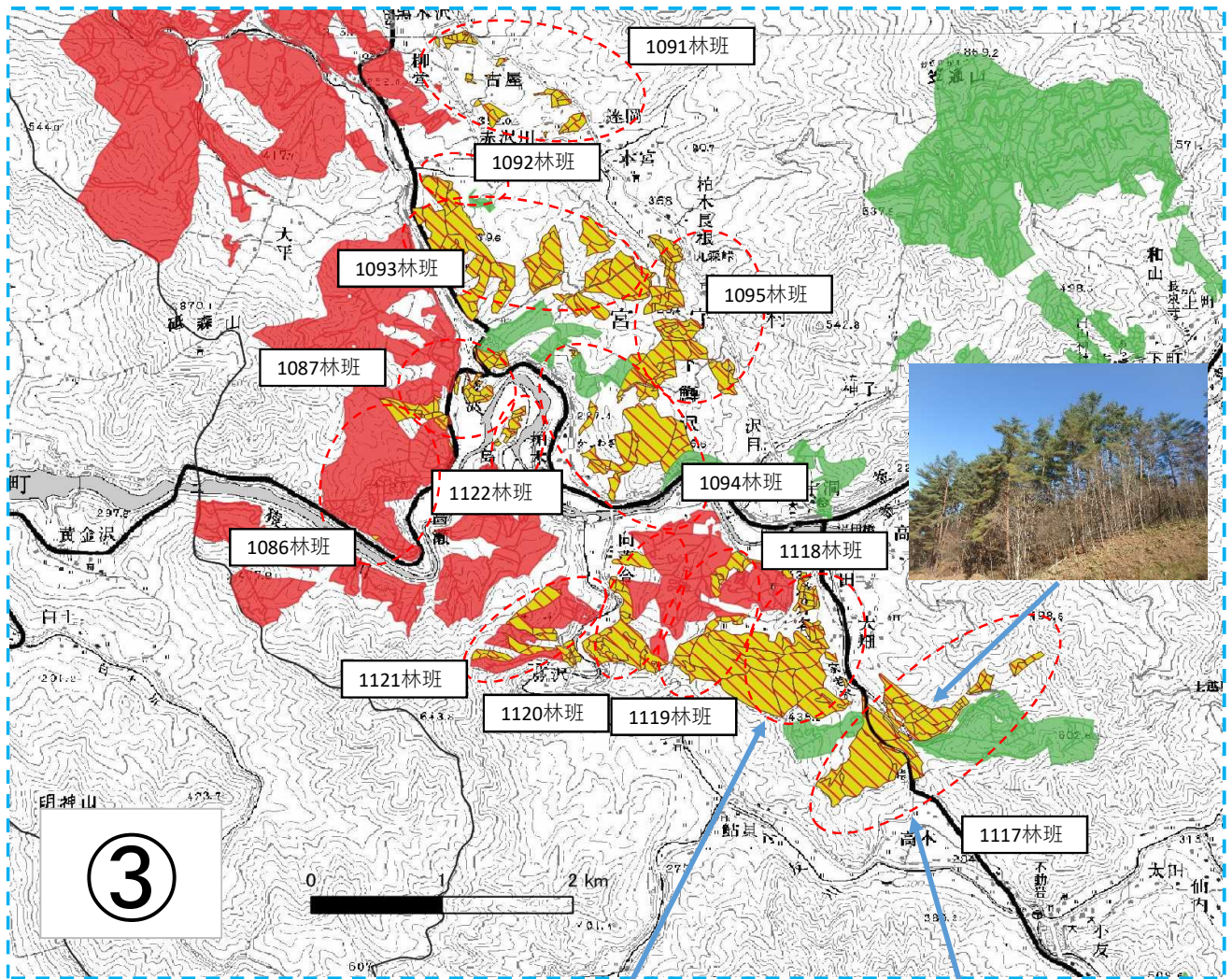
内容	凡例
高度公益機能森林	緑色
被害拡大防止森林	赤色
地区保全森林（参考）	青色
地区被害拡大防止森林（参考）	黄色



内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		1011,1018,1021



内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		1001,1002,1003,1004,1007,1008,1025,1026,1027,1028



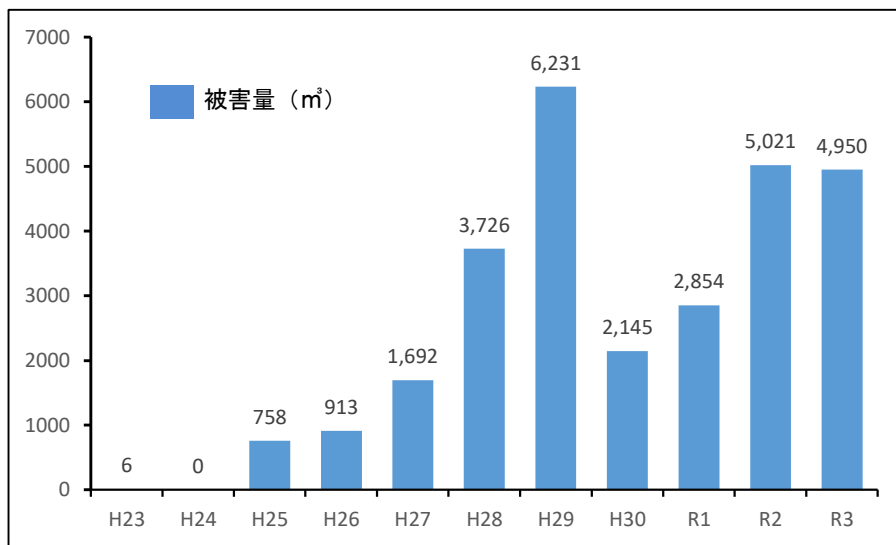
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更（樹種転換の推進のため）		1086,1087,1091,1092,1093,1094,1095,1117,1118,1119,1120,1121,1122



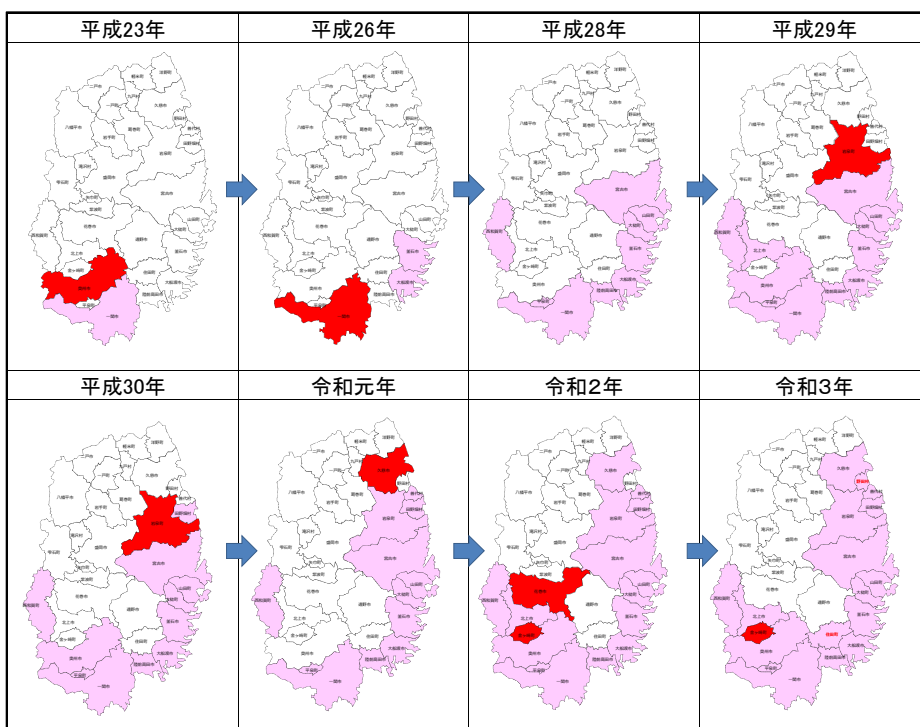
## 岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策について

## 1 岩手県のナラ枯れ被害の現状

- (1) 令和3年度の県内民有林のナラ枯れ被害量は、前年度の99%の4,950 m<sup>3</sup>となっている。
- (2) 令和3年度は、9月に野田村(14本)及び住田町(2本)の民有林で初めての被害が確認され、国有林を含めた被害市町村数は18市町村となっている。(令和2年度に被害を確認した花巻市は令和3年度の被害なし。)
- (3) 令和4年10月末時点の県内民有林ナラ枯れ被害量は、前年同期91%の4,084 m<sup>3</sup>となっている。
- (4) 令和4年10月末現在の被害市町村は昨年度と同じ18市町村となっており、被害の北上は確認されていない。



岩手県のナラ枯れ被害の推移 (■で示す市町村は国有林のみの被害)



## 2 課題

- (1) 本県の私有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域への被害拡大が懸念される。
- (2) 被害の拡大距離は、28年度（釜石市→宮古市）、29年度（宮古市→岩泉町）、とともに30km前後であり、薬剤による駆除を進めているが、被害拡大のスピードが速いことから、中・激害地では被害木を含むナラ林のチップ等への利用による駆除及び若い森林への更新を促進する必要がある。
- (3) 被害木にはピンホール（穿入孔）や腐朽が発生し、製材品の化粧性が低下することから、被害の拡大による家具・フローリング用の良材確保への影響が懸念される。
- (4) 令和2年度には宮古市田老、山田町豊間根のしいたけ原木林が枯れる事例が発生しており、今後、しいたけ原木の確保への影響が懸念される。
- (5) 枯死経過木（枯死してから長期間経過した立木）による森林環境（景観悪化、倒木被害）への影響が懸念され、全国植樹祭の開催を控え、枯死経過木の整理が必要となっている。

## 3 令和4年度の対応

- (1) 被害地域のうち、微害地※1では監視の強化と全量駆除により被害の拡大防止を図りつつ、中・激害地※2では、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行い、被害を受けにくい若い森林への更新を促進する。  
※1 微害地：ha 当り、1～10本程度の被害が発生した森林  
※2 中・激害地：ha 当り、10本程度以上の被害が発生した森林
- (2) 毎年9月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及び防災ヘリやドローンによる空中探査を行うなど、市町村と連携して監視を強化する。
- (3) いわての森林づくり県民税を活用した「いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）」によるナラ枯れに強い森林づくりを促進する。
- (4) ナラ枯れ被害による枯死経過木は、「いわて環境の森整備事業（枯死木除去）」を活用し、速やかに除去を行い、森林環境の保全を推進する。
- (5) 全国植樹祭の開催に向けて、いわての森林づくり県民税を活用した「枯死木除去」をアクセス道路周辺の修景化が必要な箇所において重点的に実施する。

### 【ナラ林健全化】

対象範囲	前年又は当年の被害地点から半径30kmの範囲内のナラ類を含む広葉樹
事業主体	市町村、林業事業体等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業体又は岩手県意欲と能力のある林業経営体）
補助額	更新のための伐採に要する経費として2,000円/m <sup>3</sup> を助成



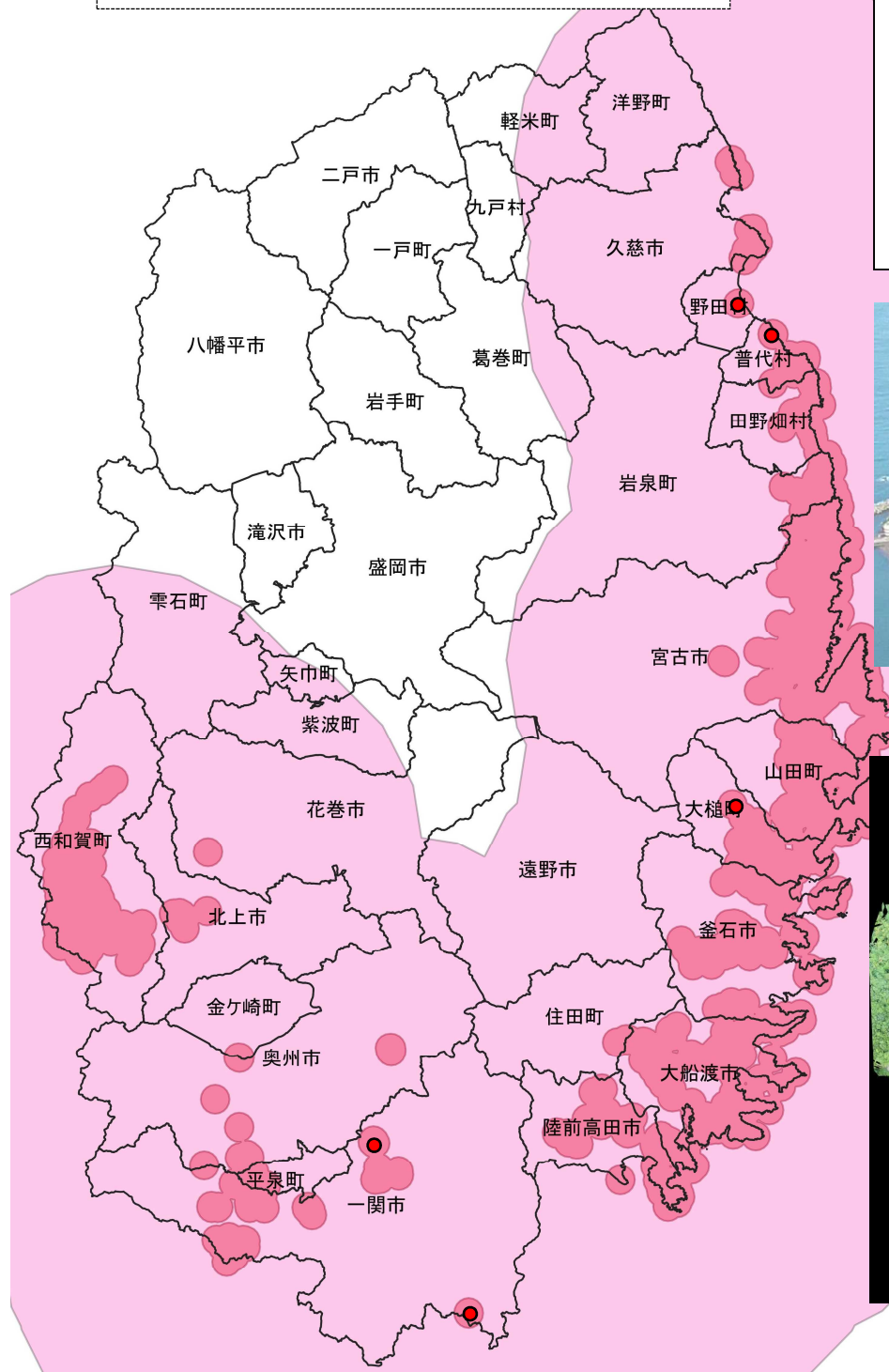
〔参考1〕【市町村別被害状況】（単位：m<sup>3</sup>、％）

ゴシック体は被害増加市町村（単位：m<sup>3</sup>、％）

振興局等	年度	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R3	R4	前年度比
											(9月末)	(9月末)	
	市町村												
県南	奥州市	-	-	-	-	11	4	-	42	29	29	42	145%
一関	一関市	-	-	2	105	1,013	108	42	197	407	407	256	63%
	平泉町	-	-	-	8	17	18	29	32	48	48	58	121%
花巻	北上市	-	-	-	-	16	-	-	1	65	49	19	39%
	西和賀町	-	-	-	12	295	95	85	362	389	389	124	32%
大船渡	大船渡市	758	900	1,614	2,665	1,656	238	407	647	402	252	232	92%
	陸前高田市	-	-	-	8	873	32	460	391	127	127	135	106%
	住田町	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	33%
沿岸	釜石市	-	13	76	513	196	262	439	555	215	215	195	91%
	大槌町	-	-	-	64	131	71	228	335	60	60	89	148%
宮古	宮古市	-	-	-	202	1,339	732	673	1,488	1,094	1,094	1,133	104%
	山田町	-	-	-	149	684	570	277	394	68	68	74	109%
岩泉	岩泉町	-	-	-	-	-	-	14	183	1,007	907	562	62%
	田野畑村	-	-	-	-	-	15	190	329	439	439	577	131%
県北	久慈市	-	-	-	-	-	-	-	14	64	72	319	443%
	普代村	-	-	-	-	-	-	10	51	491	309	175	57%
	野田村	-	-	-	-	-	-	-	-	35	35	93	266%
合計	合計	758	913	1,692	3,726	6,231	2,145	2,854	5,021	4,950	4,503	4,084	91%
民有林の被害市町村数		1	2	3	9	11	11	12	15	17	17	17	
国有林を含めた被害市町村数		1	2	3	9	12	12	13	17	18	18	18	
備考						岩泉町の国有林で被害あり		久慈市の国有林で被害あり	花巻市、金ケ崎町の国有林で被害あり	金ケ崎町の国有林で被害あり			

〔参考2〕 ナラ枯れ被害発生箇所 位置図

- ・平成28～令和4年12月末の被害
- ・金ヶ崎町、花巻市は国有林の被害を示す。



**【凡例】**

- 隣接地域  
被害地点から半径 30 km  
(ナラ林健全化促進事業対象範囲)
- 被害地域  
被害地点から半径 2 km  
(ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン対象範囲)  
被害拡大地点  
● R4秋調査の結果、昨年度から被害が拡大した地点



久慈市小袖地区 (R4.9.5)



普代村黒崎キャンプ場  
(R4.9.7 ドローン撮影)

## 令和 5 年度 ナラ枯れ被害対策実施方針（案）について

### 1 目 的

県は前年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

### 2 目 標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) 被害木を含むナラ林のチップ等への利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図る。

### 3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

### 4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
  - ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、移動監視を有機的に結び付けて、別表に基づく微害地（以下「微害地」という。）を中心とした被害木の早期発見を推進する。
  - イ 県及び市町村は、微害地においてナラ枯れ被害木の早期駆除に努める。
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
  - ア 県及び市町村は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。
  - イ 被害状況に応じた防除方針は別表のとおりとする。
  - ウ 県及び市町村は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
  - ア 県及び市町村は、地元森林管理署等と双方の被害状況を共有する。
  - イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。
  - ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。
  - エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 県及び市町村は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務体制の整備に努める。

イ 県は林業事業者等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

県及び市町村は、ナラ林の伐採による若返りを促進するため、ナラ林の伐採による防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用・移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（平成29年6月21日付け森整第252号）」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

県及び市町村は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】 前年又は当年の被害木から半径2 kmを超え、30 km以内の範囲	・ 高齢なナラ林を中心に利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ 最新の被害状況を現地の広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課に確認すること。
【被害地域】 前年又は当年の被害木から半径2 km以内の範囲	・ 微害地 <sup>※1</sup> においては、全量駆除を基本とする。  ・ 中・激害地 <sup>※2</sup> においては、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行う。 また、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させる観点から、状況に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。  ・ チップとしての利用が可能なナラ林については、被害木を含めて利用を図り、被害駆除とともにナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ ナラ林の伐採にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」（平成29年6月21日付け森整第252号）を遵守すること。

※1 微害地：ha 当り、1～10本程度の被害が発生した森林

※2 中・激害地：ha 当り、10本程度以上の被害が発生した森林

（ナラ枯れ被害対策マニュアル（H24.3 一般社団法人日本森林技術協会）より抜粋）